

研究紀要

第 16-1 号

—中世特集—

2007（平成 19）年 3 月

三重県埋蔵文化財センター

はじめに

三重県埋蔵文化財センターは、設立以来今年で18年目を迎えました。この年月、各種開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査や報告書刊行はもちろんのこと、近年増えてしまいりました多種多様なご要望にお応えするために、毎年様々な事業を行っております。その中でも発掘資料の活用では、「埋蔵文化財展」をはじめといたしまして、学校現場や市町村公民館主催の講座などに出向き、実際に出土したものに触れていただく機会をつくる「出前講座」、発掘の速報を現地でお見せする「現地説明会」、またセンターのホームページ上でも様々な情報を発信しております。

今年度8月5日から9月18日までの約1ヶ月にわたって開催いたしました「第25回三重県埋蔵文化財展 北畠氏とその時代」では、約4,311人がご来場いただきました。このことからも地域の歴史、なかでも北畠氏が活躍した室町・戦国期への関心の高さを改めて感じさせられたものです。

さて、この度刊行いたします『研究紀要』は第16号となりますが、非常にタイミングなことに埋蔵文化財展でご好評をいただきました中世という時期を特集したもので、展示資料を扱ったものをはじめ、全4本の論考を掲載しております。またそれに加えまして、3本の資料紹介も掲載いたしました。いずれも職員の日頃の研鑽、研究成果と考えております。

本誌の論考が、三重県の歴史解明の一助となり、また県内外の多くの方々にお届けすることによって学校教育や地域の文化力向上に寄与することができれば幸いです。

平成19年3月

三重県埋蔵文化財センター
所長 吉水 康夫

目 次

淨眼寺所蔵 伊勢国司北畠政勝（無外逸方）像の画像調査について

（大久保 治・小林 秀・大川 操） … 1

- 条里型地割の成立とその変遷……………（川崎 志乃） … 9
安濃津遺跡群の出土遺物に関する再検討……………（伊藤 裕偉） … 19
中世加太谷の城と館……………（竹田 憲治） … 25
六大 A 遺跡出土横櫛の菊花文について ………………（大川 操） … 33
三重県登り遺跡採集の縄文早期遺物について……………（奥 義次） … 37
伊賀市石山古墳出土の三角縁神獸鏡について……………（吉水 康夫・穂積 裕昌） … 43

浄眼寺所蔵 伊勢国司北畠政勝(無外逸方)像の画像調査について

大久保 治・小林 秀・大川 操

1 調査の経緯

平成18年に実施した第25回埋蔵文化財展「北畠氏とその時代」へ出展した、松阪市浄眼寺所蔵の無外逸方(北畠政勝)寿像を、展覧会ポスター等の印刷物へデザインとして盛り込むため、実行委員でデジタル編集作業を行っていた。撮影写真をデジタル読み込みしたうえで編集を行なう中で、寿像の肩部や衣裾などに、輪郭の不鮮明な部分画像が見え隠れしていることに気づいた。細部に注目して寿像を観察すると、いくつかの新発見の描写があること、法体の寿像としては不自然な表現がある所などが明らかとなった。

これとは別に、現在、鮮明に解読できる贊の下、「下地の贊」とも言うべき文字が見え隠れしていることに、筆者である小林秀が從来より着目していた。

本寿像については、竹内尚次氏により、画像の人物比定についての考察と、顔貌・着衣にかかる観察所見が紹介されている^①。

この下地の贊を解読することと、下地の寿像の実態を明らかにすることが、この寿像の新たな史料的価値を見出し、これまでになかった評価視点を付加することと考え、赤外線写真撮影によって、下地となる贊と寿像を可視的に記録するための調査を行うことにした。(大川)

2 無外逸方寿像をめぐる歴史的背景

ここでは、像主である無外逸方と、それを伝える浄眼寺について簡単に紹介しておきたい。

松阪市大阿坂町に所在する浄眼寺は曹洞宗の寺院で、山号を正法山と言い、伊勢国司北畠政勝が大空玄虎を招いて開き、自身の菩提所としたことで知られている^②。同寺には、今回報告する無外逸方寿像のほか、北畠氏発給の安堵状や住持職の譲状など、多くの関係資料が伝来している^③。寺伝によると開基は文明10年(1478)で、浄眼寺所蔵文書中の文明18年2月10日付け北畠政勝・具方連署状^④に「当寺開山之事、速成就、誠以歡喜」とあることから、文明18年に完成落慶したものと考えられる。

次に、画像の像主である無外逸方、即ち北畠政勝は北畠教具の子息で、文明3年、父の死をうけて伊勢国司家の家督を繼承した。初め「政具」、後「政郷」と名乗り、文明12年ごろから「政勝」と改めたが、彼に限らず北畠氏関係の人物は度々実名を改める者が多く、古くから人物同定に混乱が見られる。特に「政郷」と「政勝」については、近年まで別人と見なされてきた経緯がある^⑤。また「無外逸方」についても、政勝ではなく、その子息の具方(材親)の法号とする説もあるが、いずれも誤伝であることは既に明ら



写真1 無外逸方寿像 松阪市指定文化財

かにされている⁽⁶⁾。

文明18年、北畠政勝は入道するとともに、家督を具方に継承させた。このことは、『大乗院寺社雜事記』⁽⁷⁾文明18年8月14日条に「伊勢国司、去月十五・六日比入道云々、希有事也、五位之少将歟、今月六日子息伝一家云々」とあることから明らかである。また、その僅か2年後の長享2年(1488)2月14日条に「国司入道逸方」と見えることから、北畠政勝が「無外逸方」と号したのも文明18年のことと考えられる。没年は永正5年(1508)12月4日で、享年は60歳とも、62歳ともいわれる。(小林)

3 調査の方法 - デジタル近赤外線撮影 -

(1) 赤外線撮影

赤外線撮影は從来から、文化財の調査や修復前に撮影され、ホコリや彩色により肉眼では確認することが困難な文字や絵画を可視化することで資料がもつ情報をより多く得ることができる。

従来の赤外線撮影では、赤外線フィルムやCCDカメラによる撮影が行われてきたが、フィルムの場合ライティングやフィルムの取り扱いが特殊なため一定の技術がないと安定した画像を得ることができない。またCCDカメラの場合、撮影と同時にモニターによる確認ができ、操作は比較的簡易であるが撮影した画像を記録するにはビデオや画面を撮影するなどのハードコピーに限られ高画質の画像を得ることは困難であった。

そこで、高松塚古墳やキトラ古墳での赤外線写真撮影に使用されたデジタル近赤外線写真撮影を行った。

(2) デジタル近赤外線撮影

デジタル近赤外線撮影では、フィルムやCCDカメラの変わりにデジタルカメラを使用する。デジタルカメラを使用されているCCD素子の受光感度範囲は400～1200nmまであるが、通常は赤外線カットフィルター等により400～800nmの波長に設定されている。そのため通常では赤外線撮影を行なうことは不可能である。しかし、デジタルカメラのなかには、赤外線カットフィルターを取り外すことが可能な機種がある。このタイプのカメラを使用し、可視光線を除去することにより近赤外線域800～1200nmの赤外線撮影を行なうことが可能になる。

撮影には、ハイエンドデジタルカメラと呼ばれる約1600万画素のデジタルカメラを使用する。このカメラはカメラ部分が中判カメラで、フィルムホルダー部分にCCDを備えたデジタルバックを取り付けて使用する。この時赤外線フィルターは取り外しておく。光源にはストロボ光を使用した。ストロボ光はその発光部であるキセノン管から赤外線も照射する。レンズ前面には、可視光を除去するために可視光除去フィルターを装着して撮影を行なった。使用機材は右に記す。

カメラ	マミヤ RZ67 Pro II
レンズ	マミヤセコール Z 140mm F4.5
フィルター	フジ IR-90
デジタルバック	コダック DCS プロバック PLUS
ストロボ	コメット CB-24
パソコン	Power Book G4
OS	Mac OS X

第1表 使用機材一覧

(3) 撮影結果

贊の部分の通常撮影(写真2)では、上部は背景と近似しているために判読は困難であったが、釈文を作ることはできた。しかし、下部は上塗りや上部の贊のため文字の存在自身を確認するのが困難であった。

そこで、近赤外線撮影を行って得られた画像(写真3)を確認すると、上部の贊は通常撮影より鮮明な状態になり、さらに下部の贊では、全文の状態を確認することができた。しかし、上部の贊と重なり判読が出来ない部分があるのは残念である。

寿像の通常撮影(写真4)では、顎と髭の部分が不明瞭であったが、近赤外線写真(写真5)で見ると、顎の輪郭と髭の描写や、衣紋や衣裾など下書きとの違いが確認できた。(大久保)

4 寿像の観察

寿像の画像には、カラーポジフィルムのデジタル解析から明らかになったディテールと赤外線撮影を行って新たに発見した事実とがある。

まず、ポジフィルムのデジタル解析から判明したこととして、①顔の頬まわりに筆方向の異なる髭が描かれる（写

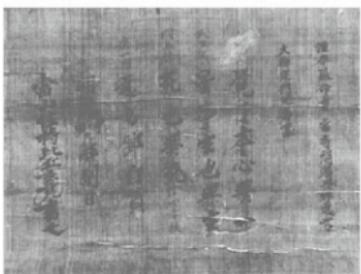


写真2 通常デジタル画像 贊

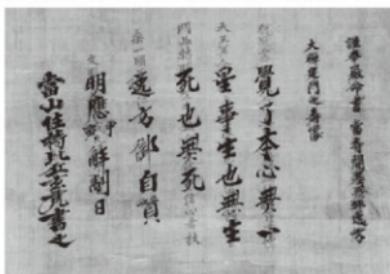


写真3 赤外線画像 贊



写真4 通常デジタル画像 寿像



写真5 赤外線画像 寿像

真(6)、②法体で描かれる寿像の襟元に襷物の着物が描かれ、柄の輪郭の延長が法衣の下に見え隠れしている（写真6）、③寿像右裾の法衣背後に帯状に覗く、襟元と同じ柄の輪郭が見える（写真7）、④手の甲に体毛の細かい描写がある（写真8）、⑤法衣は非常に厚く塗り重ねをされており、部分的に絹布を貼り重ねたうえから彩色されている（写真9）といった点が挙げられる。②・③でみられた柄は三五桐文と思われ、特に右襟の柄は法衣の淡褐色の下に透けて輪郭が表れる。③のような輪郭は左右の両肩にも薄く見え、法衣のなで肩ラインよりも肩の張った体格が表されていたのであろうか。また、履物は靴沓⁽³⁾を表現しているように見える（写真9）。一方、赤外線撮影により、⑥毬と法衣の外郭線など、墨で描かれた部分については、不鮮明であった下書き線などが、より鮮明に浮かび出たこと、⑦彩色された顔料の下書き画像については表出してこないことが判明した。

また、反射光の撮影に引き続き、透過光でも撮影を行なった結果、⑧本紙となる絹布の肌裏紙もしくは中裏紙を上下4段・左右2枚で、位置を揃えず接ぎ合わせていること（写真10）、⑨胸元の柄物襟打合せ部分の顔料のみが総裏紙まで“染み”が達していたことなどが判った。

ここで先に触れた、竹内尚次氏の本寿像にかかる観察所見を確認しておきたい。竹内氏は a 「絡子（明式の袈裟）をつけ、下衣は白で、襟元は薄紫に唐草文を浮かせ …」、b 「法衣の彩色や衣文線に後の補修が目立つのが惜しまれる」とした所見を記している。また図像の形式について、c 「『月見の御影』の型をとっている」とし、曹洞宗開祖道元の建武元年自賛のある“月見の御影”的形式を踏襲していることが注目される点であることを指摘さ



写真6 寿像上半身ディテール

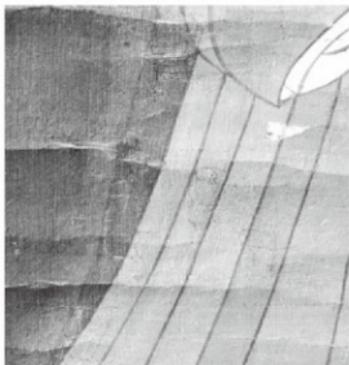


写真7 寿像衣裾の柄着物画像ディテール

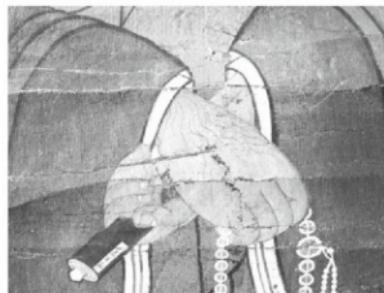


写真8 寿像手元ディテール

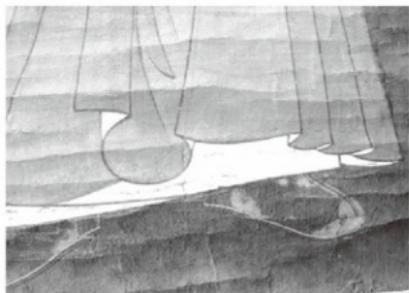


写真9 寿像衣裾ディテール

れている。

以上これらのことから、寿像について以下のことが考えられる。①については、贊を書き換えた時に柿渋色の顔料で額の輪郭から外側の罫が塗り消され^⑩ 不明瞭になったため、当初の輪郭よりさらに外側に罫を描き足されたと考えられる。竹内氏がaで紹介される襟元の柄は、唐草文ではなく三五桐文であり、②・③のことから、当初の構図では、着衣は白い下衣の上に桐文の柄物を着け、足には靴沓を履いた姿が描かれていたと推察され、法衣は描かれていなかった可能性が高い。その後、僧形をとるために濃色で描かれた柄物の上から顔料を幾重にも塗り重ねて法衣を上描きしたのである。これは竹内氏の言われる、b「補修」的書き換えではなく、法衣・袈裟をまとった僧形として描き換える際に手を加えられた痕跡と考えられるのではないかろうか。さらに図像の形式についてc「月見の御影」の踏襲と言われるが、小林秀の指摘する下地の贊に「望日輪」とであること、月にしてはいさか赤味の強い暗橙色で描かれていることへの疑問、日輪部分の修復痕跡は認められないことから、構図的には同じでも望んでいるのは月ではなく日輪=太陽であったと思われる。また⑨からは、今後修復などの際に顔料を非破壊で分析する機会を得られれば、"染み"の原因となつた鉱物系無機顔料などの検出・同定^⑪もできるのではないかと考えられる。法体で描かれる前の寿像の「出立ち」を明らかにするには至らなかつたものの、現在の寿像として描かれるまでの「経緯」を少し垣間見ることができたよう思う。こうした書き換えは次項の「贊の書き換え」とどのように関わりあってくるのであろうか。(大川)

5 文明 10 年の贊をめぐって

贊見の限りではあるが、逸方寿像の贊について触れたものは極端に少ないのが現状である。早くに『一志郡史』^⑫で淨眼寺所蔵の古文書とともに明応3年(1494)の贊が翻刻されている以外では、前述の竹内尚次氏「新出の武人画家北畠具教卿の墨画と曾祖父政卿卿画像について」で紹介されているのがほとんど唯一である。



写真 10 透過光赤外線撮影 寿像

但し、両書とも贊の書き換えについては、一切触れられていない。

明応3年の贊の下に、別の贊があることについては、1995年に実見した際に既に確認していた。しかし現状の今までの判読は困難であり、またその後も詳細に調査する機会を逸してきた。今回、三重県埋蔵文化財展にともなう調査により、改めて文明10年の年紀を持つ贊の存在が確認され、書き換えの事実が確実となった。

当初の判読は、借用にかかる事前調査での赤外線カメラによるものである。その時の判読成果が釈文2であり、埋蔵文化財展の図録⁽¹⁰⁾にも掲載したものである。その後、元興寺文化財研究所撮影による赤外線データを詳細に検討した結果、釈文3に示したように修正判読することができた。特に重要な修正は2箇所。即ち、冒頭の像主を記した部分（写真12）と、末尾にある贊の記主の部分（写真13）である。

当初、像主書きの部分は、画像が不鮮明であったこともあり、あまり明確に判読できなかった。このため、現在の贊から明応3年段階の像主が無外逸方即ち北畠政勝であることは疑いないが、文明10年段階での像主については、確定するまでには至っていないかった。しかし、より鮮明な赤外線写真の解析で確認された残画と、文明13年10月15日、政勝が多気の国司館に了庵桂悟を招き、阿弥陀三尊の開眼供養を行った際のことを記した『了庵桂悟和尚語録』⁽¹¹⁾に「大日本國勢州路一志郡居住大功德主奉三宝弟子安養寺殿天綱常統四品羽林源朝臣政勝」（傍線筆者）とあることから、像主部分を「安養開基天綱常統大神定」（と復元判読することができ、併せて、文明10年段階の像主がまさしく北畠政勝本人であることをも確定できたことは、今回の修正判読での最も大きな成果と言える。また贊の記主の部分についても、当初明応3年の贊と同様に「大空玄虎」と判読していたのを、判読できない文字を含むものの、「長□寂夢」と修正することができた。



釈文2 下地の贊：当初判読

釈文の傍注(○)は上の字とはば重なって同じ文字が書かれていることを示す。

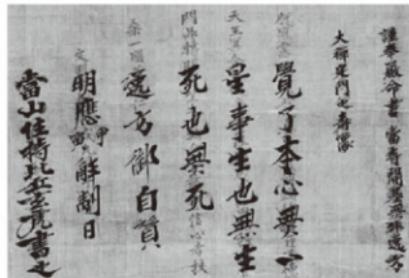


写真3 下地の贊：詳細判読復元

ところで、画像は、衣部分の書き換えはあるものの、頭部については髭以外大きな書き換えは確認されなかった。このことは、画像が文明10年段階から剃髪の人物像として描かれていたことを示している。しかし、前述のように北畠政勝の入道は文明18年であり、同10年段階では俗体のはずである。

このことについては、前述した『了庵桂悟和尚語録』に北畠政勝をして「大功德主奉三宝弟子安養寺殿天綱常統」と称していること、また文明10年の贊でも「安養開基天綱常統大禪定」とあることから、政勝はこの時既に仏弟子として「天綱常統」と号していたことが明らかとなる。恐らく、いわゆる優婆塞のような、在家信者であったのではなかろうか。またその時期については、『大乗院寺社雜事記』文明7年9月8日条に、伊勢国より帰った僧堯善の情報として、伊勢国司隠居の噂が伝えられており、政勝がこの時剃髪した可能性は高いものと考えられる。

次に、政勝は「安養寺殿」あるいは「安養開基」と称せられているが、この安養寺とは、多気郡明和町に位置する臨濟宗東福寺派の寺院長松山安養寺である。安養寺は永仁5年（1297）、癡兀大惠を開山として建立された寺院で、祈願所として北畠氏より庇護されていた。北畠政勝も、家督を継承した直後の文明3年7月29日付けで、寺領等を安堵する御教書⁽¹⁴⁾を発給している。また、安養寺の住持は、代々いわゆる聖一派の僧が継承した⁽¹⁵⁾が、注目されるのは、政勝が御教書を発した前年の文明2年、了庵桂悟が安養寺の住持となっている⁽¹⁶⁾ことである。その了庵桂悟が後年、政勝をして「大功德主奉三宝弟子安養寺殿」と記していることから、政勝が了庵桂悟に深く帰依し、安養寺の再興等に大きく寄与していた可能性を指摘することができる。

ここで、改めて文明10年の贊の末尾にある「当山前□長□寂夢書之」の部分に注目したい。「当山」を淨眼寺とすれば、同年開基で「前～」とすることは明らかに矛盾する。現在のところ「長□寂夢」を特定できないが、聖一派の僧や安養寺住職に「寂」を用いた法名の多く見られることから、「長□寂夢」が安養寺に関わる僧侶である可能性は極めて高いものと考える。

以上のことから本画像は、当初、安養寺で描かれたものと断定して大過ないものと考えられる。恐らくそれが、政勝の曹洞宗大空玄虎への帰依と、菩提所としての淨眼寺の建立を契機として書き直されたのではなかろうか。ただ、

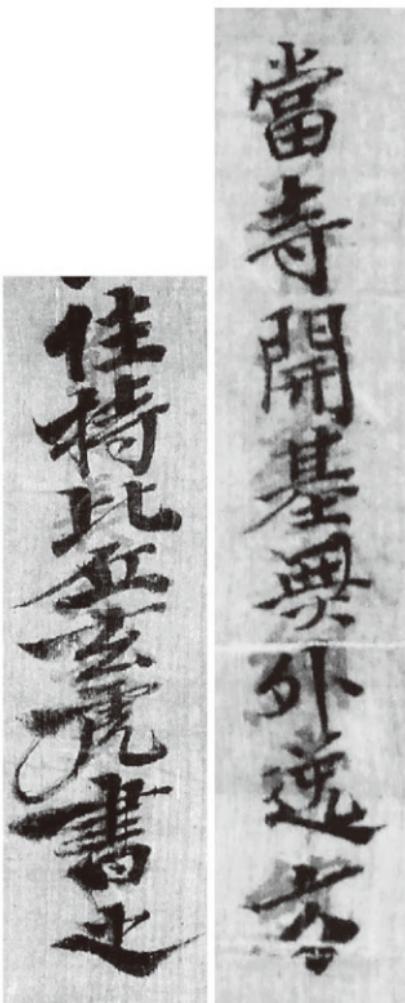


写真13 記主

写真14 像主

なぜ政勝が、臨済宗の了庵桂悟から曹洞宗の大空玄虎へと、いわば「帰依」を変更したのかについては判然としない。しかしそれは、桂悟により阿弥陀三尊の開眼供養がなされた文明13年から、入道して「無外逸方」と号した文明18年までの間のことであることは確かであろう。いずれにしろ、かかる描き換えのある画像は、全国的にも極めて珍しい事例であるとともに、伊勢国司北畠政勝の新たな側面を示す史料としても、興味の尽きない貴重なものと言うことができる。(小林)

【註】

- (1) 竹内尚次氏「新出の武人画家北畠具教卿の墨画と曾祖父政郷卿画像について」(『MUSEUM』No.240 東京国立博物館美術誌 3月号 1971年)
- (2) 年末詳桂月 11日付け淨眼寺宛て無外逸方書状(『淨眼寺文書』淨眼寺所蔵)に「当寺之事、愚老可為所候」とある。
- (3) 淨眼寺所蔵の中世文書については、稲本紀昭氏「松阪市大阿坂町 淨眼寺所蔵文書について」(『三重県史研究』第9号 1993年、及び『三重県史』資料編 中世2 三重県 2005年) 参照。
- (4) 東京大学史料編纂所架蔵影写本『淨眼寺文書』所収。なお淨眼寺には、本文書の写しがある。
- (5) 諸説は、概ね「政勝」を「政郷」の庶子とし、文明10年乃至は13年に北畠政郷が隠居をしたことから、幼少の北畠具方が補佐したとする。また、「政勝」を田丸城主や「神宮奉行」とする説もある。これらの諸説については、金子延夫氏『玉城町史』第1巻(三重県郷土資料叢書 第61集 1983年)参照。また、中世の田丸城主については、小林秀「北畠氏支配時代の田丸城」(『三重県玉城町史』上巻 第三章第五節 1995年)を参照願いたい。
- (6) 小林秀「北畠政郷と政勝」(『Mie history』vol. 5 三重歴史文化研究会 1993年)
- (7) 「増補続史料大成」(臨川書店)所収。以下同じ。
- (8) 武官が儀仗用装威としてつける爪先に鼻をたてた履物。馬乗用に毛紙をつけたが後に革飾を兼ねて鎧で代用された。当寿像の履物はこの鎧の柄が描かれたものであろうか。
- (9) 筆者は賀・寿像とともに書(描)き換えに際し、着衣の柄物が法衣の桧皮色とは反対色であり、下画像の浮き出しを防止するために、現在柿渋色に見える顔料で“塗りつぶし(下塗り)”を行ない、その上から書(描)き直しを行なったものと判断した。しかし、一方でこの柿渋色を刷布の退色する見方もある。刷物系無機顔料であれば蛍光X線分析で顔料同定および“塗りつぶし”が確認されようが、有機系顔料であった場合に、その証明には非破壊分析では困難があろう。書(描)き換えにかかる重要な観察点の一つであり、将来的に分析・調査の機会を待って明らかにする必要がある課題と考える。
- (10) 軸の裏打ちには、やや褐色がかった青緑色の染みが映っており、表側から見る柄物の地色部分は湖緑青を含有する顔料を使用したことが予想された。また、寿像の他の部分を描く顔料の多くが退色を見せる中、この襟元の柄文は白銀色を比較的保っており、やはり銀泥あるいは鉛白などの金属顔料の使用が推測される。
- (11) 大西源一・鈴木敏雄氏等著。(一志郡町村会発行 1955年)
- (12) 平成18年度第25回三重県埋蔵文化財展「北畠氏とその時代」(三重県埋蔵文化財センター 2006年)
- (13) 『大日本史料』第八編之十三
- (14) 『安養寺文書』(安養寺所蔵)。安養寺には他に、応永14年(1407)9月27日付けの北畠満雅御教書と、嘉吉3年(1443)8月9日付けの北畠教具御教書が残される。『明和町史』史料編第2巻文書史料(明和町 2006年 所収)。
- (15) 高木秀樹氏「聖一派大慈門派の伊勢への進出」(『禪学研究』78 2000年)
- (16) 「了庵桂悟和尚語錄」了庵桂悟初住勢州長松山安養寺語錄(『大日本史料』第九編之五)

条里型地割の成立とその変遷

～一志郡条里を中心～

川崎志乃

はじめに

一志郡条里的研究は、仲見秀雄氏によって表層地割や地籍図に基づいた研究（仲見 1979）がなされており、約10度西偏すると考えられてきた。また、上田洋行氏によって地形と条里制についての研究（上田 1979）も行われており、雲出川下流域平野における条里地割は4つのブロックに分かれることが指摘されてきた。さらに、高橋学氏の地形面分析（高橋 1979）では、沖積平野Ⅱ・Ⅲ下位面に広く分布していることが指摘されている。また近年では、小林秀氏によって南北方向にのびる条里境の一本が旧嬉野町・三雲町境に相当する地点であることが明らかにされた（小林 2003）。この条里境は從来知られてきた方位とは若干異なっており、14度西偏に相当する。

筆者も以前、圃場整備前の航空写真や字切図などから雲出川下流域平野右岸の表層地割が複数にわたっていることや表層条里地割のいびつなさを指摘したことがある（川崎 2005）。しかし前稿の時点では、条里遺構の発掘調査事例がなかったことから表層で確認できた一志郡条里が実際にいつまで遡るか不明であった。

さて近年の大規模発掘調査によって、日本列島各地で条里遺構の調査事例が増加し、平面的な広がりを把握し、層位的な連続性が追える場合には時間的な変遷も追求されるようになっている。本稿では、現地表面の条里地割である表層条里はあくまで現代のものと理解し、平面的かつ重層的に発掘調査が実施された雲出川下流域平野における遺跡の条里遺構を分析することによって条里型地割の成立とその変遷過程について検討したい。

1 筋違遺跡における条里遺構

筋違遺跡（川崎 2002・三重県埋蔵文化財センター（以下、センターと略）2004・2005a・2005b・2006a・後尾ほか 2005）は、松阪市嬉野新屋庄町字筋違ほかに位置する。雲出川下流域の右岸に位置し、現地表面の標高は4.8mである。遺跡の北部に隣接する埋没旧河道の自然堤防から後背低地にかけて立地し、高橋学氏の地形面分析（高橋 1979）では沖積平野Ⅲの上位面から下位面に相当する。弥生時代前期から本格的に土地の開発が行われている複合遺跡である。

表層条里は筋違遺跡調査地点では歪んでいるが、遺跡の東部に平成16年まで嬉野町と三雲町の町境であった南北方向の地割（写真1-A）が明瞭に残っており、遺跡の西部から西山古墳の東部までの県道嬉野津線（写真1-B）もその名残を留めている⁽¹⁾。また、遺跡の周囲には圃場整備以前まで条里地割や明治期まで坪名の残存した地点（写真1）もある。

筋違遺跡の基本層序と地形

筋違遺跡では、県道嬉野津線を挟んで北側の調査区における基本層序が第1次調査時に確立しており、その後の調査で判明した時期を修正しながら調査が進められている。第1表は第3次調査時の基本層序概略表である。今回の条里遺構の検討で特に問題となるのは、IV層上部a-1層（古代包含層・水田層）である。

問題となるIV層上部層群は、基本的に弥生時代前期の遺構面を覆う洪积砂層であるIV層下部層群の土壤化層であるが、今回検討の対象となる各時期の地形は弥生時代前期にまで発端が遡る。すなわち、弥生時代前期には2面に大別される遺



第1図 V上層平面図(1:1000)
[センター2006aに加筆]



■ = 前方後方墳・前方後円墳墓

■ = 古代寺院跡

- | | | | | | |
|----------|-------------|----------|-----------|-------------|------------|
| 1 筋塗遺跡 | 2 中ノ庄遺跡 | 3 木造赤坂遺跡 | 4 前田町屋遺跡 | 5 雪出島賀遺跡 | 6 下ノ庄東方遺跡 |
| 7 四少野B遺跡 | 8 天花寺丘陵内遺跡群 | 9 片野遺跡 | 10 麦ノ門1号墳 | 11 西山1号墳 | 12 向山古墳 |
| 13 上野1号墳 | 14 简野1号墳 | 15 向山遺跡 | 16 舞出北古墳群 | 17 小野江甚目古墳群 | 18 天花寺麻寺 |
| 19 中谷廻寺 | 20 一志廻寺 | 21 上野廻寺 | 22 姫野廻寺 | 23 積善寺 | 24 松本権現前遺跡 |
| 25 田面遺跡 | 26 片部遺跡 | 27 堀田遺跡 | 28 麦ノ門遺跡 | 29 西野田遺跡 | |

第2図 周辺遺跡位置図 (1:50,000) [国土地理院 平成4年発行 1:25,000「大仰」・「松阪港」より作成]



写真1 筋違遺跡周辺航空写真（1947年撮影）

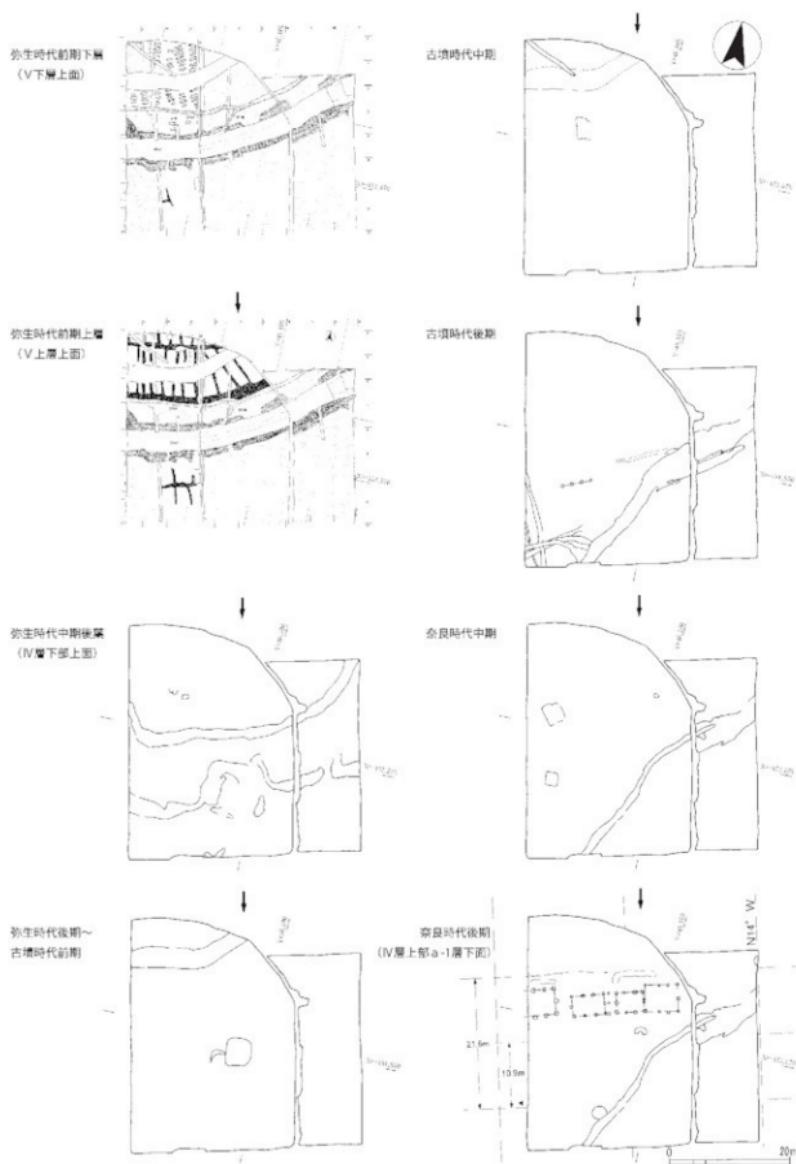
基 本 層 序		堆 積 時 期	形 成 要 因	堆 積 方 向	利 用 時 期	利 用 形 態
I	-1	試掘埋土	平成 12 年	範囲確認調査 整地	△	↑ 水田・畠
	-2	表土	圃場整備	圃場整備 整地		
II	-1	水田層が重層的に堆積	13世紀初頭～	土壤化	圃場整備以前	水田・畠
	-2			土壤化		
	-3			河成堆積		
III	a	中世耕作土層	NR201 から 南東へ	土壤化・遺構	13世紀初頭	↑ 水田・畠 ↓ 建物
	b-1	中世洪水層				
	b-2	III b-1 層の「～ス・ゲーディング」				
IV上部	a-0	古代包含層より繋まりの悪い層	弥生中期後葉 古墳中期(北部)	土壤化	SD41 付近から 南北へ NR201 から 南東へ	水田?
	a-1	古代包含層・水田層		土壤化・遺構		弥生後期～ 11世紀前半 △建物↓溝・建物
	a-2	古墳中期包含層・水田層		土壤化		水田 古墳中期 ↓溝↓耕作溝
	a-3	古墳前期水田層		土壤化		古墳前期 ↑ 水田・水路
IV中部	b-1	弥生中期遺構面を覆う洪水層(SD8)	弥生中期後葉	河成堆積	((↑溝・方形周溝墓) ↑ SH209)	↑ 水田・水路
	b-2	上層遺構面を覆う洪水層(SD41最上層)		河成堆積		
IV下部	b-1	上層遺構面を覆う洪水層(SD41最上層)	弥生前期前半	河成堆積	放棄	↑ 水田・水路
	b-2	上層遺構面を覆う洪水層		堆積		
	b-3	弥生前期上層耕作土層		土壤化		
V上層	a-1	前期上層遺構面上で淀んでいる層	弥生前期前半	河成堆積	北西から南東へ	↑ 水田・水路
	a-2	弥生前期上層耕作土層		土壤化		
V下層	a	弥生前期下層耕作土層	北西から南東へ	河成堆積	縄文晚期?	一部攪拌
	a'	漸移層		土壤化 二次堆積?		
VI a	黒ボク層	VII -2a	土壤化した砂層 (東部)	土壤化	北西から南東へ	↑ 水田・畠・水路
	VII -1b	黄褐色粘土層		河成堆積		
	VII -2b	砂層		水性堆積		
VII -3b	裸層(北東部)					

第1表 筋違遺跡基本層序概略表 (↑上面 ↓下面 △層内検出を示す) [浅尾ほか 2005]

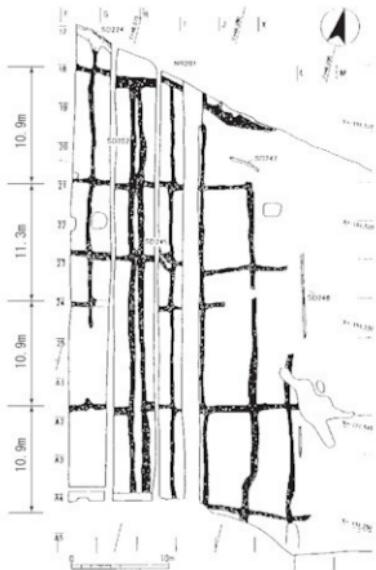
構面が確認されているが、そのうちの弥生時代前期下層遺構面(V下層 a 層上面)において灌漑水路である大溝 S D41が掘削される。そして、大溝 S D41および遺跡北部に隣接する埋没旧河道N R201を氾濫源とする洪水砂層が弥生時代前期の各遺構面を覆うが、特に、大溝 S D41に相当する地点では堆積土量が厚く、弥生時代前期の遺構面が埋没旧河道N R201の自然堤防から南部の後背低地に向かう緩傾斜面に立地していたのに対し、一転して S D41付近が微高地となる。そして微高地は、弥生時代後期から奈良時代にかけて断続的に居住空間となる。逆に、微高地からN R201にかけては後背低地へと変化する。微凹地は時と共に埋積され起伏はしだいにゆるやかになっていき、その過程で各時期の生産域として利用されている。更に、洪水層であるIII b 層が堆積することによって調査区全体が平坦化し、S D41に規制されてきた地形から北西部から南東部へと地形の傾斜方向が変化する。

IV層上部 a-1 層下面 (第3図)

IV層上部 a-1 層下面では、奈良時代後期の掘立柱建物・戸井・溝・耕作溝(第3次調査地点)が検出されている。特に、南北21.8mの微高地では北半部10.9m部分にのみ掘立柱建物群が配置され、南半部10.9mは空閑地となる。掘立柱建物は16度西偏の方位を指向し、表層条里的近似値を指向する。さらに、微高地の北端部は直線上に区画されており、その方向は掘立柱建物と一致する。また、建物群北部の条里型水田部分においては南北方向に長い耕作溝が



第3図 遺構変遷模式図(1) (1:800) [センター2005aに加筆]



第4図 IV層上部a-1層上面平面図（1：500）
[浅尾はか 2005に加筆]



第5図 IV層上部a-1層上面の遺構と圃場整備以前の表層地形（1：5,000）[浅尾はか 2005に加筆]

多数確認されており、畜力を利用した耕作が行われていたと考えられる。時期的には、掘立柱建物の柱穴と井戸埋土から平城IV～V（古代の土器研究会編 1992）の土師器が出土していることから、8世紀後半に帰属すると考えられ、居住部分の遺構配置は奈良時代後期の土地利用状況を示していることがわかる。従って、筋違遺跡の居住部分における区画と遺構群の方向性から奈良時代後期には条里型地割が成立していたと考えられる。

なお、同一遺構面で検出している奈良時代中期の遺構には竪穴住居群などがあり、この段階では全く条里型地割の方向を指向している遺構が存在しない。また、古墳時代後期には直線的な溝が掘削されるようになっており、方形プランが指向されるようになっていることから、畜力利用の耕作はこの時期まで遡る可能性もある。

IV層上部a-1層上面（第4図）

IV層上部a-1層上面では南北方向に約10.9m単位の水田が検出されており、溝SD202は耿蚌をもつ。これらの遺構は14度西偏の方位を指向する。また、溝SD202は調査区東に隣接する現地表面で観察できる条里境から約109m地点に位置しており（第5図）、坪境に相当する。これらの点から、検出された水田は一志郡条里に相当する条里型水田である。

各水田は南北方向に10.9mを基調とするが、途中21～23グリッドでは水田2面を合わせて長さ11.3mとなっており、変則的な地点もある。また、東西方向は溝SD202から水田3面分を合わせて長さ10.9mとなっているが、1面ごとの区画は描っていない。水田プランが東西方向に細分されている点は、この遺構面では南北方向に平坦な遺構面が形成されており、傾斜が東西方向となっている点を意識した平面プランと言える。なお、水田面の傾斜方向は水田層下面での傾斜方向と全く異なっている。この点から土木工学的な視点から調査地点の微地形に即した水田プランを設計せず、広域な社会的侧面からの規制によって造成を行った水田プラン⁽²⁾といえよう。弥生時代前期

に当該地点の微地形に則した水田プランが形成されて以降、初めて微地形に準拠しない水田プランが形成された。

水田北部には、条里型地割をなさずに溝 S D 224 が旧河道 N R 201 と平行するように存在しており、水田部分へと配水していることが確認されている。同様に、S D 245 も配水機能を有しており、条里型地割を指向しながら、細部では傾斜に応じて、配水を行っていることがわかる。

時期的には、獸面に11世紀前半の灰釉陶器が包含されていることやIV層上部a-1層水田上面を覆う洪水層であるⅢb-2層にロクロ土器片や京都系土器片がわずかに含まれていることから、11世紀前半を極端に下らない時期に洪水層に覆われたと考えられる。

なお、この遺構面では居宅部分の平面調査が行われていないが、同層下面で検出された居宅部分の南北長は約21.8 m (10.9 m × 2) であり、21.8 m 以南には畝立て状の起伏が存在することから畠状の土地利用がなされていたと推定される。

中世前期の遺構（第6図）

県道姫野津線南部の第1次調査調査区では、中世前期以降の遺構が検出されている。重層的に遺構面が検出された県道北部の様相と異なるために、基本層序から独立させてみていくことにする。

第1次調査で検出された直線的な方向性をもつようになる古墳時代中期以降の各遺構の方向性をまとめるに、各遺構はA群（14度西偏に近いもの）・B群（真北に近いもの）・C群（その他の方向のもの）に分類することができる。

A群には、上記のIV層上部a-1層下面で検出された奈良時代後期の掘立柱建物群と13世紀前半の溝群がある。A群の特徴として、南北方向の遺構では14度より西偏し、東西方向の遺構で14度より北偏する傾向があげられ、その傾向は奈良時代後期よりも13世紀前半の方が大きい。13世紀前半の遺構群で振れが大きくなっている点は、条里型地割の施工から時が隔たっていることを示すように思われる。

B群にも13世紀前半の溝がみられる。



第6図 遺構変遷模式図(2)(1:800)[センター2005a]

C群には、古墳時代中期の遺物を含むSD32が最も古く、次第に北偏していく傾向がある。

これらのことから、各遺構群は、C群→A群→B群へと方向性を変化させていることが分かる。

なお第6図では、14度西偏方向の方眼を書き加えている。すると、A群の各遺構は、約21.8mあるいはその2倍の43.6mの単位の位置に存在している。また、B群に分類した遺構はA群の遺構から同方眼の21.8mあるいは43.6mラインの近似値上に位置しており、SD103・115の端部がSZ110の延長上と描い、なおかつ、A群の遺構から10.9mの地点に位置している。これらの点から、厳格な方向性は指向されないものの坪内の区画も条里型地割に即した土地利用が行われるといえる。

2 一志郡条里の成立と変遷

(1) 成立の時期と範囲

筋道跡で確認された居宅部分の区画と建物群の方向性から、8世紀後半には条里型地割が存在したと考えられた。また、実際の旧地表面でも11世紀前半には埋没する条里型水田が検出された。すなわち、層位発掘によって平面的に検出された条里型地割が表層の一志郡条里と対応することから、一志郡条里は古代に遡って存在したことが明らかになった。

筋道跡以外には、雲出川の支流である中村川右岸の丘陵上に位置する西野田遺跡（センター2006b）において条里方向を指向する掘立柱建物1棟が確認されている。先学によって把握されてきた表層条里が丘陵直下に展開している点と関連する可能性があるが、現在の時点では確認されている掘立柱建物の方向は規則性が把握できない。

その他、一志郡衙想定地の一つである天花寺丘陵周辺では真北方向の地割が表層で確認されており、堀田遺跡（センター2002）では7世紀後葉から8世紀前半の溝や掘立柱建物が同方向を指向する点で注目されている（伊藤2002）。周辺には、藤原宮式や川原寺系の瓦が出土した天花寺廃寺（三重県教育委員会1980）も存在する。つまり、一志郡条里に先行して真北方向の地割が一部で存在していたと推定される。

また、雲出川左岸の雲出島貫遺跡（センター1998・2001a・2001b）は『後名類從抄』にみえる鷦鷯郷の一角をなす遺跡と考えられ、鷦鷯郷は『正倉院文書』にもみえる。表層では条里地割が確認できない地点であり、遺跡の北方の池田周辺には25度西偏の方向の右岸とは異なる条里地割の存在が指摘されている（仲見1979・上田1979）。

古代の遺構群は、20度西偏前後、真北、30度以上東偏の3方向を指向する。発掘調査時にはすでに圃場整備が実施されており、上部が削平されている地点も多数存在したため詳細の不明な点もあるが、古代の掘立柱建物が古墳時代前期の環濠SD572の完全に埋没した後に建てられていることから、古墳時代まで起伏のある地形であったのに対し、古代には平坦な遺構面が成立していたと推定できる。しかし、各方向の遺構群が地点ごとに同方向を指向する傾向が認められ、時期的には、20度西偏前後の遺構が飛鳥から奈良時代初頭、真北方向の遺構が奈良時代を通じて、30度以上東偏の遺構が奈良時代から平安時代に相当する。したがって時期的に重複することになり、同時に別方向の遺構群が存在していた可能性が高い。地形が平坦になんとも先行する建物と同方向を指向する傾向が続いたと考えられ、広域的な地割との関係を推定できない。現時点では右岸の表層条里との関係を推定することは困難である。

このようにみていくと、現時点では雲出川の右岸の筋道跡で確認できた条里型地割が左岸にまで広がっているとは考えにくい。また、右岸においても広域に確認されるわけではなく、一志郡衙想定地の一つである天花寺丘陵周辺では真北方向の地割が先行して存在する。中村川右岸から筋道跡東方にかけての一帯に見られる一志郡条里は14度西偏の方向を指向する。この方位は、真北方向を指向する地割よりこの周辺の面積を最大限に確保する場合には有効であり、現代の圃場整備においても一志郡条里の方向からわずかに変化せたにすぎない。したがって、

この方位を採用する一志郡条里は中村川右岸から筋違遺跡東方にかけての一帯を基準にして区画された可能性が高い。この点で、筋違遺跡において奈良時代中期から一転して奈良時代後期に条里方向を指向する建物群が確認された点は重要であろう。また、写真1の復元によると西山1号墳の位置は条里境に相当しており、西山1号墳が条里地割施工時に何らかの指標とされた可能性も考えられる。

(2) 变遷

筋違遺跡において、11世紀前半には埋没する条里型水田が確認された。河川や水路が全て条里型地割に合わせて改修されていたわけではないが、坪境の駄鞋は条里型地割に即したものであった。この条里型水田を覆った洪水層は旧河道N R 201からの溢流堆積によるものであり、当該時期の川岸はごく一部が残存しているにすぎず、基本的には破壊され残存していない。

また、13世紀前半にも10.9mを基調とする条里型地割が認められた。そして、この段階では区画溝の振れが大きくなっていることから、条里型地割の施工から長く時間が経っているように考えられる。

中村川右岸から筋違遺跡東方にかけての一帯に表層で見られた一志郡条里は、高橋学氏の地形面分析（高橋1979）では沖積平野Ⅱ下位面からⅢ下位面にかけて存在したことが指摘されている。今回、筋違遺跡で確認された条里型地割は、沖積平野Ⅲ上位面における条里型地割に相当するが、同地形面は点在するにすぎない。概ね中村川右岸から筋違遺跡東部の南北地割（写真1-A）西部が沖積平野Ⅱ下位面に相当しており、この範囲では表層条里が比較的良好に残存していたのに対し、更に東方の沖積平野Ⅲ下位面においては河川の氾濫による乱れが多くの地点でみられる。

ところで条里施工範囲において、条里型地割が発掘調査で検出されるかというとそれは別問題であり、安定した地形面である場合には洪水層が及ばず、長期間にわたって遺構が存続するために時期決定が困難であったり、削平を受けるために遺構そのものが見つかることも推定できる。逆に、筋違遺跡では11世紀前半頃に大きな地形変化が生じたことによって川岸付近が破壊されたり、その後の地形が大きく変化していた。表層条里が見られなかつた状況からすると、その後の河道の変化によって表層でみられた局部の地割には反映されていない埋没条里が存在していることも推定でき、今後の沖積平野Ⅲ下位面での条里型地割の確認が施工状況の把握に繋がると考えられる。

現在、大型重機を用いた大規模開発が行われるようになり、土木工学的には自在に地割を変化させることが可能である。しかし、現在建設中の国道23号中勢バイパスは結果として周辺の地割に則して設計されており、筋違遺跡周辺では一志郡条里的方向に建設されている。つまり、今なお古代における地割が踏襲され、社会的な側面から規制された土地利用が続いているのである。

おわりに

一志郡条里は筋違遺跡の区画と建物群の存在から奈良時代後期には成立していたと考えられ、11世紀前半には埋没する条里型水田が存在した。この方位は中村川右岸から筋違遺跡周辺にかけての範囲の面積を最大限に確保する場合に有効であり、筋違遺跡において奈良時代中期から一転して奈良時代後期に条里方向を指向する土地利用形態への変化がみられた点は極めて重要であろう。そして、21世紀となった今日まで地割が生き続けている点で、条里型地割の成立は土地開発史上の画期となっている。

本稿は、第11回東日本の水田跡を考える会にて発表させていただいた内容の一部を基にしている。筋違遺跡の調査時には、条里型地割と微地形を対象として本稿でも引用している高橋学先生の調査指導を受けることができた。また、外山秀一先生・田崎博之先生の度重なる調査指導や長年にわたる調査経験に裏打ちされた吉水康夫氏の遺跡

に対する視点にも学ぶところが大きかった。遅くなつたが、ここに報告し感謝したい。

【註】

- (1) 地元での聞き取りでは、昭和 20 年代後半に水田の畦道を拡幅したという。
- (2) 弥生時代前期以降条里型水田までの水田の場合は、その時代ごとの微地形に則した水田プランを形成している。従って、筋道遺跡における水田は基本的に灌漑水田であるために、調査に際しても水路部分の地下水位を調整することによって水田部分の状態を自在に操ることができる。ところが、条里型水田の場合は、当該地点の微地形に対する細やかな土木工学の方策が採られていないために、調整がうまく効かなかつた。

【引用・参考文献一覧】

- 淺尾太・水谷豊・川崎志乃 2005 「筋道遺跡の発掘調査」『第 11 回東日本の水田跡を考える会資料集』
- 伊藤裕偉 2002 「ふたつの「こおりいち」～古代一志郡にかんする覚書」『斎宮歴史博物館研究紀要』11
- 上田洋行 1979 「雲出川下流域平野における地形と条里制」『伊勢湾沿岸地域の古代条里制』東京堂出版
- 川崎志乃 2002 「筋道遺跡の発掘調査」『日本考古学』14 日本考古学協会
- 川崎志乃 2005 「雲出川下流域平野における地形環境と遺跡 1－中勢道路 13・14 工区内範囲確認調査から」『研究紀要』14 三重県埋蔵文化財センター
- 古代の土器研究会編 1992 「古代の土器 I 都城の土器集成」
- 小林秀 2003 「三雲町の古代・中世」『三雲町史』第 1 卷
- 「西南角領解」『正倉院文書』(『大日本古文書』編年之 13)
- 高橋学 1979 「先史・古代における雲出川下流域平野の地形環境」『人文地理』第 31 卷第 2 号
- 高橋学 2003 「平野の環境考古学」古今書院
- 仲見秀雄 1979 「一志郡の条里制」『伊勢湾沿岸地域の古代条里制』東京堂出版
- 三重県教育委員会 1980 「天花寺廃寺」『昭和 54 年度県営圃場整備事業地域埋蔵文化財発掘調査報告』
- 三重県埋蔵文化財センター 1998 「鳩抜－第一次調査－」
- 三重県埋蔵文化財センター 2001a 「鳩抜 II」
- 三重県埋蔵文化財センター 2001b 「鳩抜 III」
- 三重県埋蔵文化財センター 2002 「躍田 第 3～5 次」
- 三重県埋蔵文化財センター 2004 「筋道遺跡発掘調査報告－第 1 分冊」
- 三重県埋蔵文化財センター 2005a 「筋道遺跡発掘調査報告－第 2 分冊」
- 三重県埋蔵文化財センター 2005b 「筋道遺跡」『中勢道路埋蔵文化財発掘調査概要』17
- 三重県埋蔵文化財センター 2006a 「中勢道路ニュース」45
- 三重県埋蔵文化財センター 2006b 「西野田遺跡（第 2 次）現地説明会資料」
- 『倭名類從抄』(『諸本集成倭名類從抄』外編 臨川書店)

安濃津遺跡群の出土遺物に関する再検討

伊藤 裕 健

はじめに

伊勢湾西岸部に位置する安濃津は、中世湊津としてあまりにも著名である。1996 年に、津市柳山津興字松村地内で安濃津遺跡群初の本格的発掘調査が実施された。この調査は県立高等学校校舎新築工事に伴う記録保存調査であったものの、安濃津に関する重要な考古学的成果があった。それからちょうど 10 年が経過したが、安濃津遺跡群の発掘調査は進展していない。つまり、考古資料の蓄積は 10 年前とほとんど変わっていないということになる。

2006 年 1 月に、安濃津遺跡群の報告書^①で触れることができなかった中世後期の土器組成を把握する目的で、調査資料を再度観察した。この過程で、編者の不注意で報告漏れとなつたいくつかの重要遺物も確認した。

小稿は、安濃津遺跡群の土器組成とともに、この掲載漏れ遺物の紹介を目的としている。再整理という地味な作業によるものであるが、10 年來の資料無蓄積状態を少しでも解消したいと思う。

1 出土遺物に関する補足

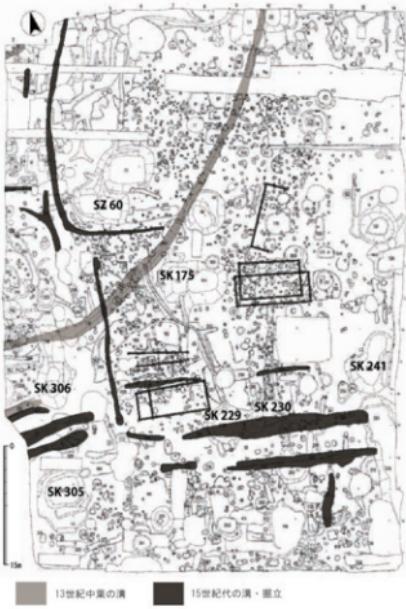
a 再抽出資料の提示

報告書で掲載漏れとなった資料のうち、とくに重要と考えられる資料を提示する（第 1 図）。出土遺構は、図面左上に示した。番号は、今後の整理・収蔵のため、報告書掲載遺物番号に続けたものとした。

1756～1758 は京都系土師器皿類。1756 は小皿で、伊野近富氏による分類の I タイプ^②にあたる。形態・手法ともに、北畠氏館跡から出土している事例^③に近い。多気の時期区分では、多気Ⅱ期古^④にあたり、15 世紀末を含まない後半に相当する。1757・1758 は皿で、小片のため確実ではないが、口縁部径は約 20cm 程度と考えられる。この 3 点は、京都から直接搬入されたものとは考えにくいが、伊勢以外の比較的正確な情報を入手した者の手によって、製作されたものと考えられる。

1759・1760 は土師器羽釜類。1759 は口縁部が短く、体部最大径が鶲部径とほぼ等しい。中北勢系の羽釜と考えられるが、南伊勢系である可能性も捨てきれない。1760 は大和型の羽釜で、伊賀・大和地域からの搬入品と考えられる。鶲部は完全に退化して、当初の目的をなさない。いずれも 15 世紀後半頃に相当する。

1761・1762 は磁器類。1761 は白磁小碗で、高台置付には 4ヶ所の挟りがある。1762 は青磁碗で、



第 1 図 安濃津遺跡群調査区平面図

外面には蓮弁文が見られる。

1763～1765は陶器類。1763は小皿で、高台が付かない。褐灰色の色調を呈しており、素地の状況から遠江・志戸呂窯産の可能性がある¹⁶。1764は端反皿で、高台をケズり出している。藤澤良祐氏の編年による大窯1期¹⁷に相当する。1765は信楽産の甕で、概ね15世紀代のものである。

今回特筆できるのは、京都系土師器と大和型甕の存在である。京都系土師器は、報告書掲載遺物は1点のみである。再調査があくまで部分的なものであることを踏まえれば、今回未検証の遺物の中に、さらに数点の京都系土師器が含まれている可能性もある。少なくとも現段階では、安濃津に京都系土師器情報の流入する素地が確実に存在していたといえる。

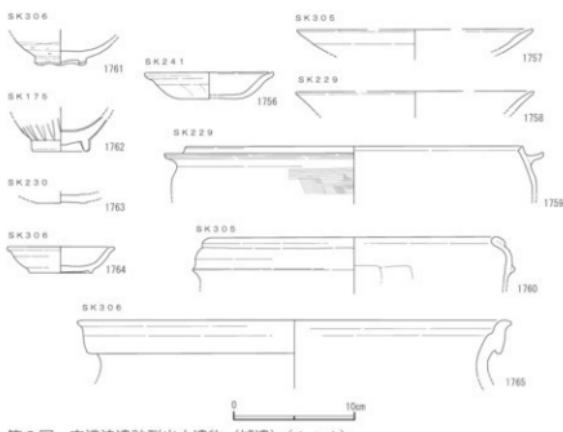
また、大和型羽釜は報告書で1点掲載しているので、今回の合わせればやはり複数の事例があると見ることができるであろう。報告書でも少し触れたが、伊勢湾沿岸部で大和型羽釜の出土事例は安濃津遺跡群のみである。当地が、近畿地方の情報が入り込みやすい地域的背景を有していることが改めて指摘できる。

b 砥石に関するその後の知見

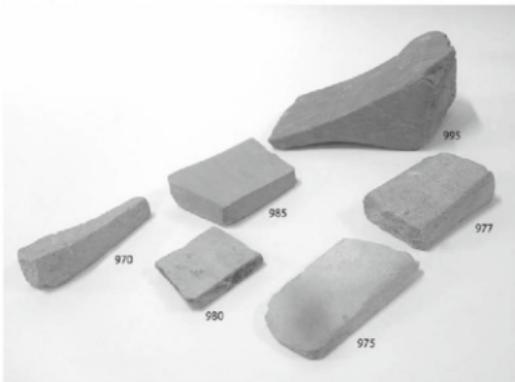
報告書作成後、出土砥石に関する情報を前川要氏および汐見一夫氏からご指摘頂いたので紹介しておく。

安濃津遺跡群で出土した砥石は、図化した資料だけでも51点（報告書No.963～1013）あり、様々な大きさと種類のものが見られる。このうち、報告番号970・975・977・980・985・995については、京都盆地北西部に位置する鳴滝山産の石材であるという指摘を受けた。鳴滝産砥石（鳴滝砥）は極めて良質の砥石で、日本列島各地に搬出されている状況が確認されており¹⁸、伊勢地域で確認されたのは安濃津遺跡群がはじめてであろう。

また、報告番号999・1011・1012は線状の磨痕が見られる砥石で、玉の仕上げに用いられたものである可能性が考えられる。安濃津遺跡群の発掘調査では鋳造に関係する遺物が出土していることから鋳物師の存在が考えられたが、砥石の状況から、数珠などの玉類を生産する職人の存在を新たに指摘することができる。



第2図 安濃津遺跡群出土遺物（補遺）(1:4)



第3図 安濃津遺跡群出土の鳴滝砥

2 中世後期の土器組成～大土坑を中心に～

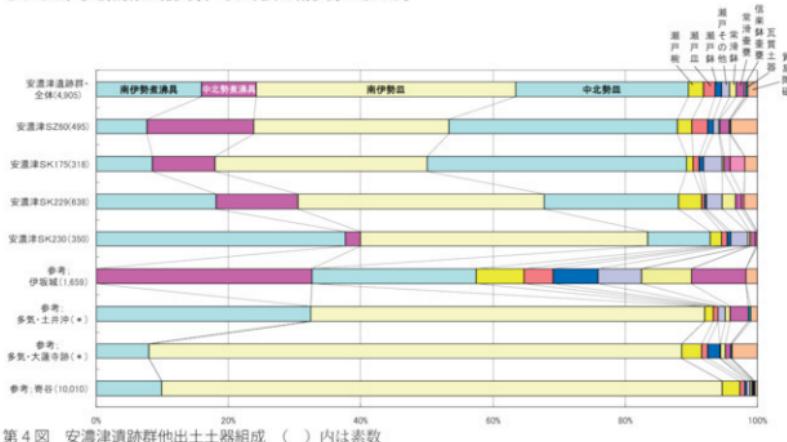
藤澤良祐氏らによる『愛知県史』作成の資料収集^⑦と同時並行して、遺物のカウントを行った。対象は、報告書で「大土坑」と呼称した遺構を中心に、広義の口縁部計測法（口縁部および底部の1/12を素数1として集計する方法）で実施した。なお、同時に実施された藤澤氏らの計測は総破片数カウントである。今回は実施していないが、同じ遺構を対象とした双方を比較することで、異なる計測法それぞれの長所と短所が具体的な数値で比較することができると考えられる。

a 総合的な状況

調査区全体の集計とはなっていないが、大土坑は比較的遺物出土量が多い遺構である。第1表に全体の細かな数値を示し、第4図には全体をまとめた動向と、代表的な遺構に関する組成の状況を示した。全体の素数も5,000ほどあるため、中世後期の安濃津遺跡群における大まかな動向はこれで把握できると考える。

まずは、今回カウントした全体の動向から見る。土師器皿類の比率が全体の60%を越えて最も高く、ついで煮沸用土器が全体の25%ほどを占める。この2者で全体の90%近くを占めており、土師器占有率の極めて高いことが改めて指摘できる。瀬戸産陶器類は全体の8%程度、常滑産陶器は同じく2%程度であり、貿易陶磁器に至っては1%足らずである。

安濃津遺跡群で見られるこの状況を評価するために、伊勢における他遺跡の動向と比較する。第4図には、参考資料としてこれまでに数値が示されている遺跡のデータを掲載した。伊坂城跡（四日市市伊坂町）は北勢地域の遺跡で、城館主郭に連なる複合的な屋敷地が確認されている。出土遺物は概ね15世紀後半から16世紀後半にかけてのものである^⑧。多気大蓮寺跡と多気土井沖地区（津市美杉町上多気）は、中世後期南伊勢地域の広域領主権力である北畠氏の膝下の地で、土井沖地区からは15世紀中葉頃の遺物が、大蓮寺跡からは16世紀前半を中心とした時期の遺物が確認されている^⑨。岡谷遺跡（松阪市矢津町）は北畠氏がその末期に拠った大河内城に隣接した遺跡で、伝承にある「養徳寺」と推定される寺院遺跡である。16世紀前葉から中葉にかけての遺物が出土している^⑩。以上の事例は、多少の時期的な前後があるとはいえ、安濃津遺跡群の組成と比較対象が可能なものと考えられる。地域としては、伊坂城跡が北伊勢、それ以外は南伊勢にあたる。



第4図 安濃津遺跡群他出土土器組成 () 内は素数

第1表 安藤津道跡群出土遺物組成（口縁部及び底部のI/Lを | として示す）

では、これらの組成と安濃津の状況を比較していこう。まず伊坂城では、陶器類の占有率が40%を越えている。これに対し、南伊勢地域の3地点での陶器占有率は10%程度である。この状況を比較すると、安濃津遺跡群は南伊勢地域に近い数値を示している。安濃津遺跡群は、地域細分すれば中伊勢地域にあたるが、土器組成としては南伊勢地域とほぼ同一の状況を示すと見てよいであろう。

つぎに、遺跡としての性格に関する問題である。大蓮寺跡・寄谷遺跡は、いずれも寺院遺跡と考えられる地点である。これらでは土師器皿類が全体の80%近いという、極めて特徴的な状況を示しており、安濃津遺跡群の状況とは明らかに異なる。資料増加を待つ必要があるが、南伊勢地域の寺院遺跡では土師器皿類が異常に消費されるという状況を指摘することができる。

安濃津の全体状況が最も類似するのは多気土井沖地区で、ここは工房跡と考えられる地点である。安濃津遺跡群の土器組成は基本的に町場の組成と仮定できるが、多気土井沖地区と類似していることはそれを補強する材料といえる。そしてさらに、職人地の状況に近いという可能性を指摘しておきたい。

b 南伊勢系と中北勢系の比率

安濃津遺跡群では、南伊勢系と中北勢系が主要な土師器系統である。今回集計を行ったところ、南伊勢系と中北勢系の状況は、煮沸具で2：1、皿類で8：5という比率であり、いずれも南伊勢系が優勢という結果が出た。

煮沸具の比率は、安濃津遺跡群の南部にあたる雲出島貢遺跡（津市雲出島貢町）でも出されており、ここでは南伊勢系4：中北勢系1という比率が出ている¹¹⁾。安濃津遺跡群の状況を絡めると、雲出川北岸だけでなく安濃川河口部においても南伊勢系の優勢な状況が確認できたといえる。

安濃津遺跡群の報告にあたり、土師器類の胎土分析を実施し報告書に掲載した。胎土分析から、安濃川流域が中北勢系土師器生産地の一場所であることが考えられるに至った。しかし、今回提示した土器組成状況からは、生産地とその流通（分布）範囲との関係が決して単純ではないことが明らかになった。土器生産地が近隣に想定された場合、それに近い遺跡ほどその土器は多く出土するという単純な同心円構造を考えがちであるが、実際には必ずしもそうとは言えない。土器生産と流通圏を考えるうえで重要な事例といえよう。

なお、南伊勢系土師器は中世後期においても神宮と一定の関係を持ち続けている。安濃津遺跡群で南伊勢系が優勢であることの背景には、中世後期にもなお継続している安濃津と神宮との密接な関わりを一応想定しておく必要がある。したがって、この組成が意味するところはもう少し吟味が必要であるとしておく。

c 遺構毎の組成変化

土器生産と流通圏との関係を考えるうえでは、遺構毎で見られる組成の違いにも注意を払う必要がある。第4図で示したように、SK 230では南伊勢系の圧倒的に優勢な状況が確認できる。この一方、SK 175やSZ 60では中北勢系が優勢となっている。つまり、全体組成としては南伊勢系鍋が優勢であるといえるものの、個々の遺構単位で見るとその内訳には差があるのである。

このような状況が生じる背景には、物資入手経路の違い（遺構単位で介在する人が異なるという前提）、あるいは数年単位での流通量の違いなど、いくつかの可能性を推測することができるものの確証は無い。しかし、このような状況が内部で生じていることを認識することで、考古学的に組成論を深化させることができるとと思われる。

おわりに

小稿では、安濃津遺跡群出土遺物の再整理から得たことを基に、当遺跡に関する考古学的素材の提示を行ってきた。その結果、わずかとはいえ新知見を加えることができたと考える。

まず、中世後期における京都系土師器の事例増加が挙げられる。京都系土師器は、安濃津遺跡群で大量に出土し

ているわけではないが、鳴滝の出土資料をも合わせて考えれば、京都から安濃津に向かう情報や物資が明らかに存在していたということができよう。同じことは、大和型羽釜の出土からも指摘できるかも知れない。なおこの点については、伊勢湾東岸部（尾張・三河）以東の製品として安濃津遺跡群で確認できる土器類が陶器類（瀬戸美濃・常滑ほか）に限定され、当時の尾張・三河地域で多量に生産されていたはずの土器類は全く確認されていないという現象が一方で発生していることも合わせて考える必要があろう。

つぎに、安濃津遺跡群における中世後期の土器組成に関する問題である。伊勢地域内組成が把握されている数件の事例と比較検討した。その結果、安濃津遺跡群の組成は職人を含む町屋の組成を示すものと考えられ、同時期の寺院に見られる組成とは明らかに異なっていた。また、同じ時期の北伊勢地域では東海産陶器類の占有する割合が高く、陶器類の占有率が低い安濃津遺跡群の状況は南伊勢地域と同様であることが判った。さらに、安濃津遺跡群では、中北勢系土器の占有率が南伊勢系土器よりも低いことが判明した。安濃川流域に生産地の一角が想定される中北勢系土器の占有率が低いのは、安濃津遺跡群が持つ歴史的特色によるものか、あるいは生産と流通の意味を再検討する必要があるのか、今後の課題である。

今回の再整理は全体的なものではなく、あくまでも部分的である。したがって、今後再々度の検証ができれば、さらに具体的な検討が可能になると思われる。

最後に、土器組成論にかかる課題を提示しておきたい。別稿でも指摘した^⑩が、組成論は土器絶対量に関する議論と併行して行わなければならない。そうしないと、組成論の持つ意味が半減すると考える。組成はあくまでも組成であって、そこから流通論へと一足飛びに転化することはできないのである。この問題を厳密に検証するための方法を考えていく段階に来ていると思う。

小稿は、倉庫に山積みされている報告書未掲載資料（B遺物）の意義付けを目して実施した成果である。B遺物を「重要だ」というのは簡単だが、なにがしかの実態が必要である。小稿がそれを明確に位置づけたとはとても言えないが、今後も可能な限り「もがき」続けようと思う^⑪。

成稿にあたっては、金子健一・汐見一夫・鈴木正貴・藤澤良祐・前川要の各氏から有益なご教示を得た。文末ではあります、記して感謝申し上げます。

【註】

- (1) 三重県埋蔵文化財センター『安濃津』(1997年)。以下、本文中で「報告書」と呼称するのはこの文献にあたる。
- (2) 伊野近富「土器器皿」(『概説中世の土器・陶磁器』真陽社、1995年)
- (3) 抽稿「土器器皿類の変遷」(『北畠氏館跡9』美杉村教育委員会、2005年)
- (4) 藤澤良祐氏のご教示による。
- (5) 藤澤良祐「瀬戸・美濃大窯編年の再検討」(『(財)瀬戸市埋蔵文化財センター研究紀要』第10輯、2002年)
- (6) 汐見一夫「石製品の流通」(『図解・日本の中世遺跡』(東京大学出版会、2001年)
- (7) この成果については、『愛知県史』別編窯業2・中世近世瀬戸系(2007年、予定)に掲載されている。
- (8) 三重県埋蔵文化財センター『伊坂城跡発掘調査報告』(2003年)
- (9) 三重県埋蔵文化財センター『多気遺跡群発掘調査報告』(1993年)
- (10) 三重県教育委員会『近畿自動車道(久居~勢和間)埋蔵文化財発掘調査概報』(1987年)。なお、岩谷遺跡のカウントは、今回の検討にあたり実施したものである。
- (11) 三重県埋蔵文化財センター『鶴坂』第1次調査(1998年)
- (12) 抽稿「中世成立における伊勢の土器相~雲出島貢遺跡出土資料を中心に~」(『鶴坂』II、三重県埋蔵文化財センター、2000年)
- (13) 平成17年度第2回三重県埋蔵文化財専門担当者会議で問題提起したように、行政発掘による遺物の意義付けは行政側が実施しなければならないと考える。なお、この議論の詳細は『平成17年度三重県埋蔵文化財年報』(三重県埋蔵文化財センター、2006年)に掲載されているので参照されたい。

中世加太谷の城と館

竹田憲治

はじめに

亀山市閔町加太は、JR関西本線にそった山間の小盆地にある集落である。閔から加太を越え、柘植に向う道は、鈴鹿越えの道が開通する以前には、大和と伊勢を結ぶ官道であり、近世には大和街道の宿駅ともなっていた。中世には閔氏の一族とされ、この地を本貫地とする加太氏⁽¹⁾が城⁽²⁾を構えていたとされている。

盆地内には、加太氏に関連する遺跡がいくつみられる。特に盆地北山頂の鹿伏兎城は、中世の遺構を良好に残す山城として、昭和56年に県史跡に指定されている。

しかし、山麓にあるとされる館跡には2つの説がある。一つは昭和52年に閔町教育委員会から刊行された『閔町史』を代表とする、神福寺とする説、もう一つは平成12年に三重県埋蔵文化財センターにより発掘調査が行われ、平成15年に報告書が刊行された『市場遺跡発掘調査報告』を代表とする、字「市場」とする説である。

本稿では、近世から近代に至る諸資料、発掘調査の成果、山城の構造、地籍図などを検討し、加太氏の城館および中世加太谷の景観を明らかにしたい。

1 近世・近代の地誌類にみえる加太氏関連遺跡

本章では、近世以降の地誌や絵図で、加太城跡や館跡がどのように叙述されているのかを確認し、それぞれの時代の研究者が、加太氏関連遺跡をどのようにとらえていたのかを検討する。

資料1 『勢陽雑記』 明暦2年(1656)⁽³⁾

「一 鹿伏兎 (中略) 鹿伏兎氏、歴代の屋敷地、下加太村の川端に有り。(以下略)」

資料2 『三国地志』 宝曆13年(1763)⁽⁴⁾

「鹿伏兎城 按下加太村字市場ノ上方ニアリ 西郭東西二十五歩 (中略) 又下ノ城トテ東西三十歩 南北三十二歩 深四十八歩 全郭周轍方六十歩ハカリ是居主詳ナラス (以下略)」

資料3 『勢陽五鉢遭讐』 天保4年(1833)⁽⁵⁾

「鹿伏兎城址 上下二处アリ 上ノ城址ハ (中略) 下ノ城ハ下加太村川輒ニアリ 鹿伏兎豈前守弟左京進住ス (以下略)」

資料4 『大日本国誌』 明治年間⁽⁶⁾

「鹿伏兎城址 一二白鷹城ト称ス 鈴鹿郡加太村字市場ニ在リ 今雄木茂生シ 墓塚ノ址尚存シ (中略) 又字御屋敷ニ宅地ヲ存ス 鹿伏兎氏代代ノ居宅ナリト云 (以下略)」

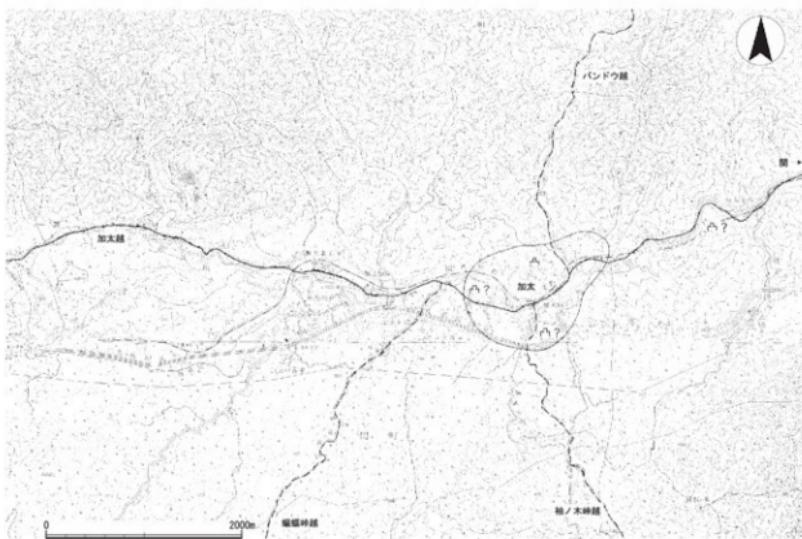
資料5 『鈴鹿郡郷土誌』 大正4年(1915) 昭和56年復刻⁽⁷⁾

「鹿伏兎城址=上下二ヶ處あり。上の城址は上加太の内字市場ヶ坂にあり。下の城址は下加太村川涯にあり。鹿伏兎前守弟左京進之に住す。(以下略)」

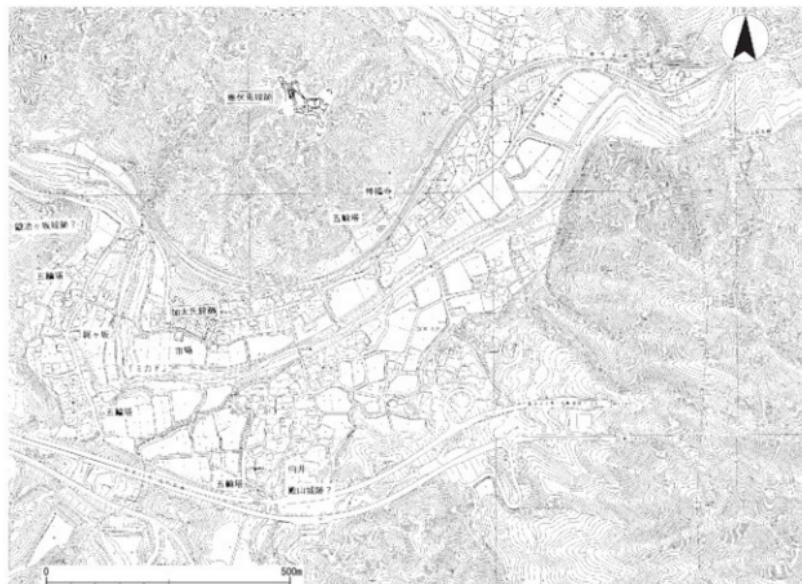
資料6 『亀山地方郷土史』 昭和34年(1959) 昭和45年復刻⁽⁸⁾

「四郎盛宗 (中略) 城地は二ヶ所あって一は市場下加太の西端平地にあって今はその位置を知ることができるのみであり、二は市場の北、八丁、奥野平一三一五番地にあったので今俗に城山と呼び一見して城壁のあったことが知られる (以下略)」

これらの記述からは、加太氏の「城」とされる遺構は2つあり(資料2~6)、一つは下加太村の字「市場」付近の川に近い平地(1~3、5・6)、一つは山上(2~6)にあることが確認できる。特に『三国地志』には、「下ノ城」



第1図 加太谷の位置（1：50,000）【国土地理院 1：25,000 地形図「鈴鹿峠」・「平松」より】



第2図 加太谷の諸遺跡（1：10,000）

の周囲には「濠」があり、『大日本国誌』には城が字「御屋敷」にあったとの記述がある。

また、江戸時代の文化3年（1806）に描かれた、『加太越奈良道見取絵図』^⑨には川のほとりに字「中屋敷」という記述がある。この部分で大和街道が屈曲し、山裾から延び、街道に沿って直角に折れる土手状の造構が描かれる。「中屋敷」の北東隅からは、細い道が延びており、この道は山上の「古城跡」に繋がっているようにも見える。

以上、加太氏関連遺跡の近世以降の地誌類をみてきた。これによると近世以降、昭和30年代までの研究者は、加太には山上と平地に城館があったと捉えていたことが明らかである。絵図の記載により、字市場には「中屋敷」という地名があったことも読み取れる。これは『大日本国誌』に城があったとみえる字「御屋敷」とも符合する。ところが昭和後半以後の資料から、加太氏関連遺跡の記述に変化がみられる。



第3図 近世加太の絵図（註（9）文献より）

資料7 『閑町史』 昭和52年(1977) ⁽¹⁰⁾

「(前略) 左京亮定俊は、応永元年(1394) 城のふもとに新福寺(のちの神福寺)を創建し、鹿伏兎家の菩提寺ととともに、平時はここに居住し、城下としての構えを作っていた。(以下略)」

資料8 『三重の中世城館』 昭和52年(1977) ⁽¹¹⁾

「鹿伏兎城 (中略) 山麓の神福寺は、城主の居館と思われ、神福寺を中心に東西150mは家臣の館であつたともいわれている(以下略)」

資料9 『定本 三重県の城』 平成2年(1991) ⁽¹²⁾

「鹿伏兎城 (中略) 山麓には鹿伏兎氏の墓と伝える五輪塔がのこる神福寺があり、居館跡と推定される(以下略)」

7~9で注目すべきは、近世から昭和30年代までの諸資料で、川に近い平地にあるとされていた加太氏の館(=下ノ城)が、昭和50年代以降の諸資料では、神福寺(字「中出」)にあったというように変化していることである。この変化に至る根拠は示されておらず、何をもって神福寺を「居館」としたのかは不明といわざるを得ない。

2 発掘調査の成果

三重県埋蔵文化財センターでは、平成12年度に国道25号線改良事業に伴い、字市場地内で発掘調査を行った。本章では、その結果を検討し、発掘調査地点の性格について考察したい。

発掘調査は字市場の西端部を行った。中世遺構面の調査面積は1,300m²である。中世遺構面からは中世前期・後期の遺構・遺物を確認した。このうち中世後期(15~16世紀代)では、6棟の掘立柱建物(SB39~44)、土師器皿廐棄土坑(SK3・8)、東限を区画する大溝(SD31)を検出した。掘立柱建物はすべて建物方位が一致(N11°W)する。建物としてまとまらなかつたが、他にも多くの柱穴がある。土師器皿廐棄土坑には、土師器皿が大量に投棄されていた。調査時の所見では、SK8の土師器皿は一度に投棄されたような出土状況を示す。SD31



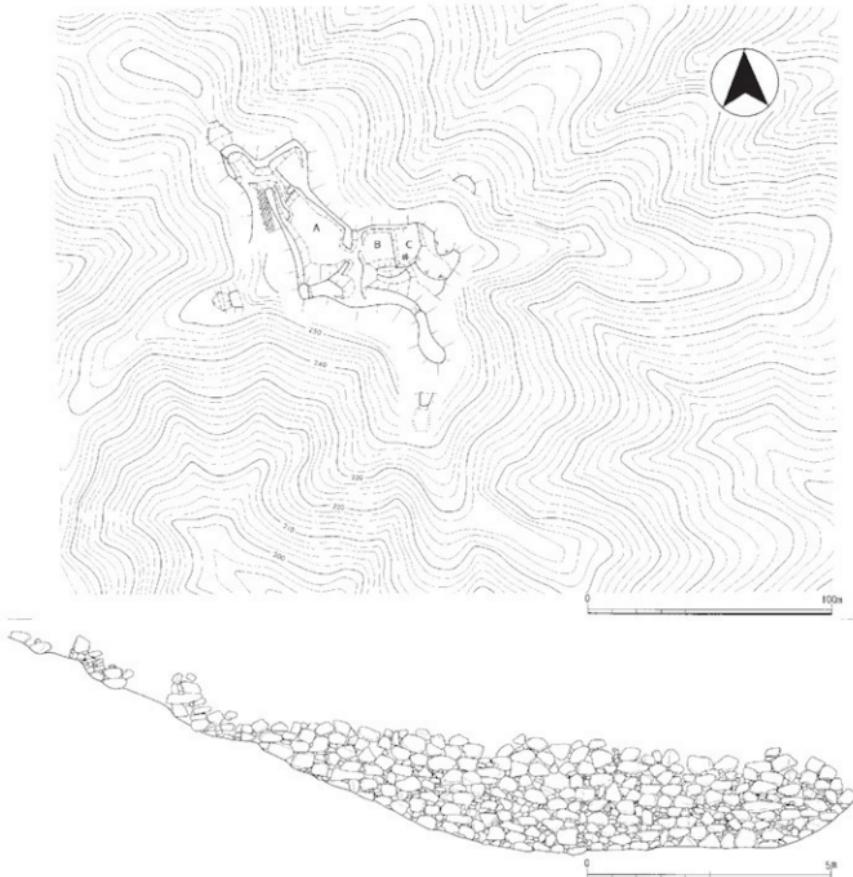
第4図 発掘調査の成果 (1:1,000)

は幅 1.8 m、深さ 1.3 m で、西側（建物側）が東側より 1 m 程高い。屋敷地の東限を画す溝と考えられている。このほか SK 9 は大溝に連結する小溝を持つ大型の土坑である。

出土遺物は、15世紀後半から16世紀代のものが主体を占める。前述の大量の土師器皿のほか、古瀬戸の水注や瓶子、青磁の盤、「二貫七百文」の墨書きがある土師器皿の破片などがある。

その後、関町教育委員会により、国道の北の宅地部分の埋蔵文化財範囲確認調査が行われた。その部分でも土坑などが確認されており、遺構はさらに北まで広がっていた可能性が高い。

以上の結果から、発掘調査報告書では調査地は、「鹿伏兎氏の居館に相当する」もしくは「かなり鹿伏兎氏に近い有力層の屋敷」としている。筆者も、発掘調査担当者と同じく、方位を一にした建物群、土師器皿大量廃棄土坑、屋敷地の内外を分ける「堀」の存在、出土遺物の質から、調査地点が前章の資料 1 から 6 にみえる加太氏の「歴代



第5図 鹿伏兎城跡（1：2,000）と石垣（1：100）

の屋敷地」・「下ノ城」にあたると考える。

3 城郭遺構の検討

本章では現況で確認できる城郭^[11]の現状を示し、館との関係を検討する。

鹿伏兎城跡は、加太谷の北部の標高263mの山頂に立地する。山頂には5m四方程の平坦地があり、細尾根が北西と東に延びている。曲輪群は細尾根の北側に展開する。城郭の中心には26m×10mの曲輪Aがある。曲輪の北側には低い土塁が巡る。曲輪の南の細尾根も土塁の役割を果たしている。曲輪の東西には虎口がある。東側の虎口は15m四方程の曲輪B、井戸がある曲輪Cに続いている。井戸は直径2.2m程である。それより東には土砂崩れによる崩落があり、観察は困難である。西の虎口を出ると道は狭くなり、さらに左に2度折れて山麓からの道に出る。麓から虎口に向う部分には石垣がある。石垣は現状で長さ17m、高さ2.3m程が残存する。

神福寺から城に向うと、何ヶ所かの急崖を上る。城にたどり着いても、南の細尾根に着き、虎口に入ることはできない。発掘調査地点から城に向うと、石垣を持つ虎口に着く。

鹿伏兎城跡以外に『三重の中世城館』には、加太地内に所在する城として、「鍛冶ヶ坂城」、「殿山城」、「平ノ沢城」の記述がある。これらの城では、現地で遺構を確認することはできず、近世以降の地誌類にも登場しない。

4 地籍図の検討

本章では、加太地区的地籍図を検討する。加太地区的地籍図は、法務省亀山出張所（現在は津地方法務局に統合）に残る。作成年は明記されていないが、明治23年（1890）に敷設される関西本線が図中にはないことから、それ以前に作成されたものと思われる。図中には分筆線も入っている。

まず神福寺周辺の地割を検討する。この部分の字は「中出」である。図中に示す部分が神福寺であるが、周囲には特徴的な地割は看取できない。次に発掘調査地点周辺の地割を検討する。この部分の字は「市場」で、西から盆地に入ってきた大和街道がB地点で北に折れ、C地点にて再び東に折れている。これは『五街道其外分間絵図』の



第6図 地籍図の状況

描写とも一致する。その屈曲部分の西に、細道と水路に挟まれた方形の地割を確認することができる。現地でもA-B間では南側より北側が高い。

5 遺物散布・残存地名・石造物

本章では、中世遺物の散布状況、残存する地名、中世のものと思われる石造物から、加太盆地内での中世集落の広がりを検討したい。

中世の遺物は、盆地内の多くの水田・畑に散布している。ほとんどが水田や畑1筆に5点未溝の出土で、盆地全域に濃密に散布するという状態ではない。ただし鍛治ヶ坂、市場集落の南の水田、向井集落の西の水田、盆地の東端などで、遺物が集中して散布する部分がある。地表での遺物散布を見る限り、大集落が盆地全域に広がっていたとは言い難い。

残存地名では、発掘調査地点の南の水田に「ミカド」と呼ばれる地名が残っていることを確認した。館に関わる地名である可能性がある。

石造物は数地点で集中する。常光寺や神福寺の墓地のほか、鍛治ヶ坂の南、向井の西には五輪塔が集中する地点がある。付近に中世墓が存在する可能性が高い。

おわりに

これまで検討してきたすべての資料、近世から昭和30年代までの諸資料・絵図、鹿伏兎城跡の構造、地籍図などの状況。発掘調査で確認された東端の堀、土師器皿大量廐棄土坑、方位を一にした建物群などは、発掘調査地点こそが加太氏の館であることを示している。よって本稿では、発掘調査地点に加太氏の館があり、山上の城と道により連結していたと考える。ただしこれは神福寺が、盆地内の有力寺院、所伝にあるような菩提寺である可能性を否定するものではない。

また加太氏の本拠であった加太谷は、遺物や石造物の散布状況から、複数の城館が存在するものの、盆地全体に「都市」が広がっているような状況ではなく、盆地内にいくつかの集落が点在しているような景観を提示しておく。

近世・近代の地誌類や軍記物語は、中世の状況を正しく伝えているのではなく、近世の潤色が多く含まれているものとされている。しかし今回の加太の例では、近世から昭和30年代までの諸資料が比較的正確な位置を伝えていたのに対し、昭和50年代以降の諸資料が、古い所伝を無視した解釈を行い、その後の歴史像にも大きな影響を与えてしまっていたことが判明した。このことは、近世・近代の諸資料を後世の潤色があるものとして無視するのではなく、近世人の捉えた中世史像を伝えるものとして、十分な史料批判と内容の咀嚼の上で再評価する必要性を示している。

本稿は、平成12年から14年にかけて加太谷にて調査を行った「中世加太谷研究会」（亀山隆・笠井賛治・山際文則・藤岡直子・濱辺一機・打田典範・茶谷里枝・才木薫・瀧川和也・竹田憲治）の成果によるものである。文末ではあるが、会員諸氏に謝意をあらわしたい。

【註】

- (1) 「かぶと」の表記については、「加太」・「賀太」・「鹿伏兎」があるが、本稿では同時代史料に最も多く現れる「加太」を用いた。ただし県指定史跡鈴鹿伏兎城については指定名称を用いた。
- (2) 「城館」・「城郭」・「城」・「館」については從来から概念規定が混亂している。本稿ではひとまず、周囲のほかの屋敷地と比較して巨大で、山稜部にあって防御性が高く、居住性が低いものを「城郭」、平地にあって居住性が高く、堀や土塁で閉塞するものを「館」とする。両者をあわせて「城館」と呼ぶこともある。
- (3) 『勢陽雜記』(三重県郷土資料刊行会 1968年)
- (4) 『定本 三国地志』(上野古文獻刊行会 1987年)
- (5) 『勢陽五鈴遺蹟』(三重県郷土資料刊行会 1976年)
- (6) 『大日本國誌 伊勢国』第4巻(ゆまと書房 1989年)
- (7) 『鈴鹿郡郷土誌』(三重県鈴鹿郡教育会 1915年 1981年復刻)
- (8) 『龜山地方郷土史』第1巻(三重県郷土資料刊行会 1970年)
- (9) 『加太越奈良道見取絵図』第1巻上(東京美術 1998年)
- (10) 『閑町史』(閑町教育委員会 1977年)
- (11) 『三重の中世城館』(三重県教育委員会 1977年)
- (12) 『定本 三重県の城』(郷土出版社 1991年)
- (13) 鹿伏兎城跡の縄張図には、三重県教育委員会によるもの(『三重の中世城館補遺』1981年)、伊賀中世城館調査会によるもの(『城館調査の記録』2000年)、藤原英礼氏によるもの(『伊勢国における織田信長・鈴鹿郡峯城を中心として』『中世城郭研究』第8号 1994年)などがある。今回は、伊賀中世城館調査会による図をベースにした。鹿伏兎城跡虎口の石垣については、山際義則氏による図(『伊勢の中世』55号 2001年)を再トレースした。

【参考文献】

- 『市場遺跡発掘調査報告』(三重県埋蔵文化財センター 2003年)
『大和街道 伊勢別街道 伊賀街道』(三重県教育委員会 1983年)

六大 A 遺跡出土横櫛の菊花文について

大川 操

はじめに

平成7年に津市大里窟田町で行われた、六大A遺跡A地区の井戸S E 41から出土した横櫛は、近年保存処理を行った。その際に、処理前調査として、櫛頭部に描かれた菊花文について、顔料による彩色文様か否かと加飾顔料の材質同定を行なうため、分析調査を行なった。六大A遺跡については既に報告書が刊行されているため、分析ならびに保存処理を行なった(財)元興寺文化財研究所の報告書に基づき、その成果について追加報告するものである。

1 横櫛概要

横櫛6908はA地区中央付近で検出された井戸S E 41から出土し、検出面から順にI～VI層に分層される。横櫛はIV層から出土し、共伴する土器などから14世紀後半に堆積した土層と考えられる。IV層の上層との遺物が混在したといった様相は見られなかったということである。詳細は報告書を参照されたい。

2 菊花文の分析と結果⁽¹⁾

(1) 分析の仕様と方法

a 使用機器および分析条件

使用機器：エネルギー分散型蛍光X線分析装置(XRF)

(セイコーアンスツルメンツ㈱製SEA5230)

実体顕微鏡(Leica社製MZ16)

分析手法：試料の微小領域にX線を照射し、その際に試料から放出される各元素に固有の蛍光X線を検出することにより元素を同定。

測定条件：モリブデン管球使用・コリメータサイズを0.1mmとして管電圧50kV 大気圧で180秒照射。

b 分析方法

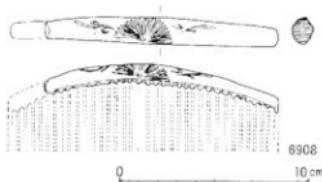
黄土色模様部分に用いられた顔料を調べるために、模様部分、黒色漆膜、木胎部分をXRFで元素分析し、検出元素の比較を行なった。また、実体顕微鏡を用いて模様部分の観察を行なった(写真2)。

(2) 分析結果

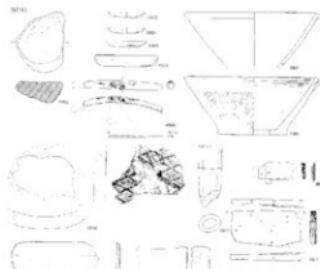
櫛6908(写真1)の黄土色模様部分、黒色漆膜部分、木胎部分からカルシウム(Ca)、鉄(Fe)、銅(Cu)、亜鉛(Zn)が検出された(第3～5図)。スペクトルの差を比較した結果、模様部分に顔料ではないことが判った(第1表)。

しかし、予想された金(Au)⁽²⁾や黄色

系無機顔料の石黄⁽³⁾の構成元素であるヒ素



第1図 横櫛 6908 実測図



第2図 井戸 S E 41 共伴遺物実測図(1:10)

Z	元素	元素名	ライン	模様(cps)	漆膜(cps)	木胎(cps)	ROI (keV)
20	Ca	カルシウム	K α	3.001	1.452	3.166	3.54- 3.84
26	Fe	鉄	K α	2.972	2.021	4.631	6.23- 6.57
30	Zn	亜鉛	K α	6.675	3.824	7.452	8.45- 8.82
29	Cu	銅	K α	2.667	1.705	2.705	7.86- 8.22

第1表 横櫛 6908 各部位のXRF分析結果

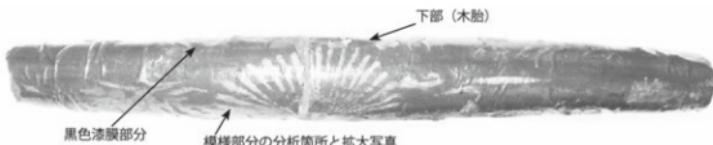
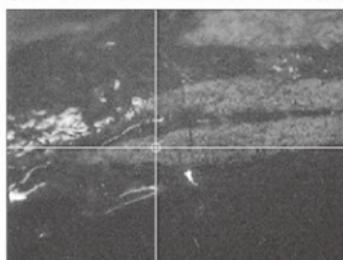
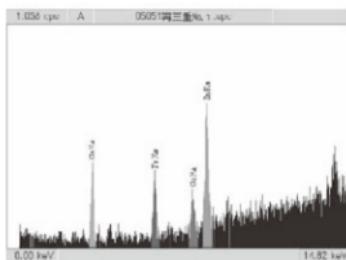


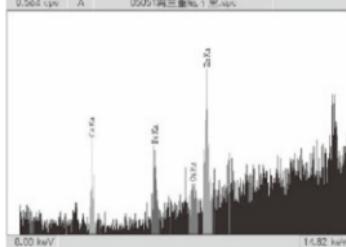
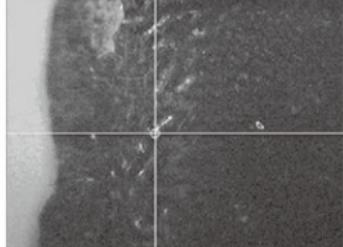
写真1 六大A遺跡出土横櫛 6908のXRF分析箇所



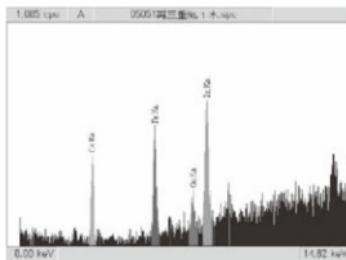
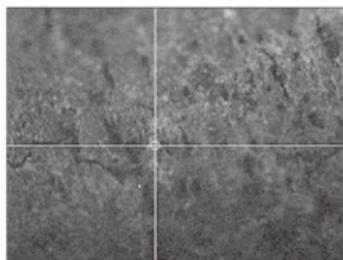
第3図 模様部分の分析箇所とXRFスペクトル



第4図 黒色漆膜部分の分析箇所とXRFスペクトル



第5図 木胎部分の分析箇所とXRFスペクトル



第5図 木胎部分の分析箇所とXRFスペクトル

素(As)は検出されなかった。また、銅と亜鉛の合金である真鍮泥⁽⁶⁾の可能性も考えられたが模様部分を拡大観察した結果、真鍮であれば錫で緑色の変色する可能性が高いが、黄土色系の色彩にムラがなく、かつ粒子状の顔料形状も確認できなかった(写真2)。

カルシウム・鉄は土壤に由来、銅・亜鉛は埋蔵中にそれらを含有する遺物等に由来するものと考えられた。

以上より、模様部分は、藤黄等の黄色系有機顔料の可能性が高い。

3 菊花文彩色顔料の材質について～まとめにかえて

当初、金泥彩色された金の菊花文を想定して分析を試みたところ、予想外の元素を検出したことは分析結果のとおりである。この結果をふまえて、いくつかの問題点を挙げてみたい。

元素分析と顕微鏡観察から、無機顔料による彩色の可能性が低いとされたが、銅・亜鉛の検出値は他の共伴遺物の影響を受けたにしては高いピークを示している。金泥や黄漆の起因元素である金や砒素は未検出であるため否定できるが、横櫛6908の出土した井戸からは、金属製品は共伴しておらず、銅・亜鉛の影響が

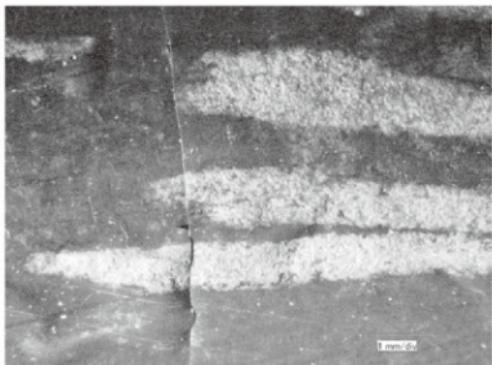


写真2 模様部分の拡大（実体顕微鏡写真）

他の遺物の影響を考えることは困難である。顔料の粒子構造が判別できなかったことは、櫛の木胎の遺存状態とその上の黒漆膜・彩色膜ともに劣化していたことが影響したとは考えられないであろうか。またカルシウム・鉄の検出についても土壌起因とされているが、その検出値は決して小さくはない。例えば、鉄については、漆膜をより黒化するために鉄屑を練り合わせることがあり、黒漆部分に起因する元素と考えることもできるであろう。カルシウムについても顔料に膠が展色剤として用いられ、通常膠には皮革を用いることが多いが骨部が含まれるものもあり、こうした膠素材に起因したとは考えられないであろうか。いずれにしても決定的に結論付けられる元素の抽出に至らなかったことは事実で、これが非破壊分析の限界であるとも言えるであろう。非破壊分析手段により無機顔料の可能性が低いことが判明し、より微量の試料での検証手段があるならば、破壊分析も実施してみて、複数の分析手法を併用して検証することも必要ではないだろうか。

今回の非破壊に限った分析からは、顔料の特定にまではたどり着かなかつたが、藤黄等の黄色系有機顔料が示すデータの一例は示すことができた。中世という、工芸史的により広い技術展開をみせる時代の埋蔵文化財に出会った時に、これらの分析結果が参考になるとともに、分析手法についても検討される機会となれば幸いである。

【註】

- (1) 保存処理報告書No.120に収録する、井上美知子「六代A遺跡出土遺物分析結果報告」(財)元興寺文化財研究所から転載。
- (2) 金泥を想定。金泥は金の粉末を膠で溶いたものを漆地へ金銀絵として文様を描く技法。蒔絵技法の台頭により衰退した。
- (3) 彩漆として黄漆の原料となる石黃=硫化第一砒素（三硫化砒素）を用いる。
- (4) 真鍮泥=金泥同様、銅と亜鉛の合金を膠で溶いたものを想定。真鍮（黄銅）は近世以降出現すると一般的にいわれるが、7世紀代の正倉院宝物の仏具や出土文化財に黄銅と呼べる金属を地金とする資料が存在する。これらには用いる銅に通常の含有率より多い亜鉛を含む銅地金の特性とする見方もある。

【参考文献】

- 小林俊之ほか『一般国道23号中勢道路(8工区)建設事業に伴う六代A遺跡発掘調査報告』三重県埋蔵文化財センター 2002年
成瀬正和「正倉院宝物を科学する」『遺物の保存と調査』沢田正昭編 2003年
村上 隆「金工技術」「日本の美術」第443号 2003年 至文堂
荒川浩和ほか「漆と漆絵」「日本の美術」第163号 1979年 至文堂
馬淵久夫ほか「文化財科学の事典」 2003年 株式会社朝倉書店

三重県登り遺跡採集の縄文早期遺物について

奥 義 次

1 遺跡の位置および発見の経緯

本遺跡は伊勢南部を貫流する宮川支流の一之瀬川右岸にあり、牛草山(550.3 m)南西から流れてきた彦山川との合流点に向けて張り出す台地の南向き緩斜面に位置する(第1図)標高は約 50 ~ 53 m。行政上は度会郡度会町大字火打石字登りに属する。現況は水田を主とし、一部、宅地・畑・道路となっている。平成 8 年 1 ~ 4 月、皇學館大学考古学研究会により、一之瀬川流域における遺跡分布調査が行われ、石鐵・剥片などが初めて確認された。一方、この遺跡確認とは別に、以前から計画されていた、当地域の圃場整備事業が同年 10 月から始まった。そして、工事がほぼ終結した平成 8 年度末近くになって、縄文早期遺物を中心とする顕著な散布状況が注目されるようになった。それは、このころ成瀬匡章・奥義次の両名が押型文土器の確認を契機に、資料の蓄積と詳しい散布実態(包含状況)を掌握するため、再々、表面調査を繰り返したことによる。ここに紹介する資料は、当時、集中的に採集した遺物が主な対象であり、遺跡規模の推定(土器型式別の分布相)や評価については、そのころの踏査メモおよび実地での感触に依拠するところが大きい。

縄文早期遺物散布範囲のやや北側では同年 12 月、当センターによる発掘調査(第1図・斜線部分の 600m²)が実施されている。それだけに、研究サークルなどの自主的な分布調査と開発前の行政的な対応とがうまく合致せず、当該範囲内における本格的な調査が成されないまま、工事の完了したことが、今更ながら悔やまれる。



第1図 登り遺跡位置図 (1 : 5,000) [網点は縄文早期遺物散布推定範囲、斜線部分は平成 8 年度 当センター調査区]

2 一之瀬川流域における旧石器・縄文遺跡の現況

一之瀬川は宮川水系の数ある支流の中で、上流域の大内山川に次ぐ規模（流長、流域面積）を有する。しかし、その割には今まで調査が遅れ、明確な旧石器・縄文遺跡は本流との合流点近くにある下久貝・万野遺跡、山崎遺跡などを除くと、全く不明ないし空白地域となっていた。従って、当流域の遺跡分布調査は平成8年の皇學館大學考古学研究会による調査が最初のことである。これによって石礫、剥片などの縄文時代と推定される散布地が本遺跡を含めて合計8カ所確認された。このうち現在までに、縄文土器・石器などがまとまって確認されているのは本遺跡のみで、あとはいずれの遺跡も確実な縄文土器そのものが見つかっていない。その意味で今後の調査に待つところが大きく、今回の遺物紹介はさしつめ、その手始めとなるものであろう。

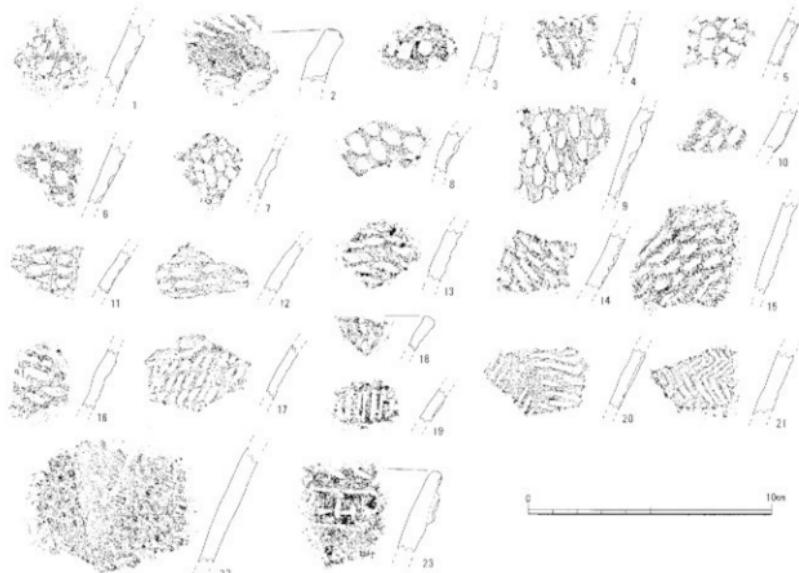
3 採集遺物について

図化した遺物数は少ないが、剥片・石片などを含めた採集遺物全体の量はかなりのボリュームがある。縄文土器については押型文主体の早期の破片にはほぼ限定されるようで、通観した限りでは、他の時期のものは認められない。ただ、細片が多いので、あるいは見逃がしたものがあるかもしれない。

次に、土器は文様別・型式別、石器は器種別に、図の順番に沿って概要をみていきたい。

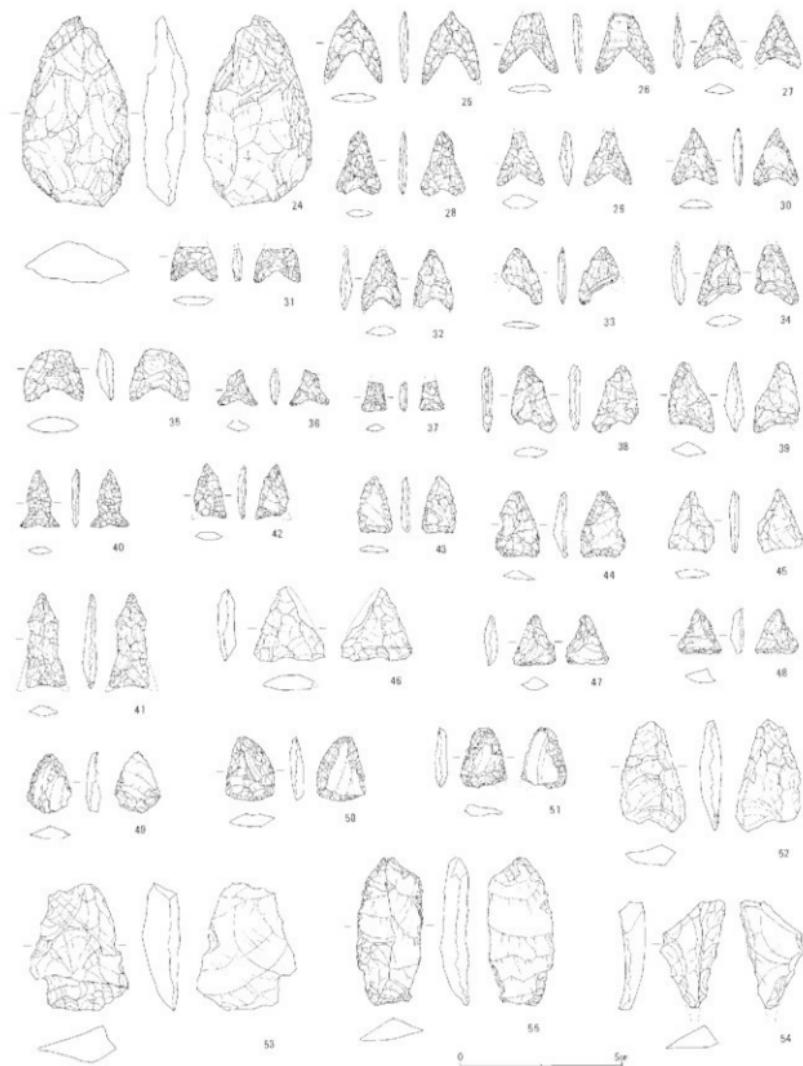
① 早期土器（第2図）

縄文を施したもの（1）一片のみ認められる。節の大きな斜縄文（R L）とその下位に縄圧痕とおもわれる痕跡が残る。今のところ、大鼻式と推定される破片はこれだけである。遺物散布域の北東端部で確認した。



第2図 登り遺跡採集縄文早期土器（1：2）

刺突文を有するもの（2）数少ない口縁部片で、口端に右下がりの刻目、その下に無文部をおいて、角棒具による刺突文がやや右下がりで施される。口縁部文様帯には回転文を採用する場合が一般的であるが、本例のように刺突文を充てる一群もあり、大川式古相の一グループを構成する。三重県下では、松阪市鐘突遺跡などに特徴的に



第3図 登り遺跡採集石器 (2:3)

みられるタイプである。

市松状の施文があるもの（3～7）間隔には疎密の違いがある。概して、施文は深い。5・7は文様が一部、重複する。大川式古相に属するものであろう。

ネガティブな楕円文で、概ね格子目状の文様帯となるもの（8～17）8・9は施文が深い。一部、大川式新相に属する可能性を含むが、ほとんどは神宮寺式に並行する。

山形文を施すもの（18～21）18は口縁部の小片で、山形文を縦位に施文する。19もその一部と推定される。20は波長の緩やかな山形か、施文が流れたようなもの。21は山が鋭角的で、縦位施文である。神宮寺式か、それに後続することと推定される。

ポジティブな楕円文を施すもの（22）楕円文の起伏が乏しく、極めて扁平で、拓影でも辛うじて分かることである。やや細粒の楕円文が密接施文されている。いわゆる楕円押型文はこの一片のみである。高山寺式の古相に該当するものであろうか。

口縁下の隆帶に沈線と刻目を施すもの（23）口端部外斜面に右下がりの刻目、幅1.3cmの扁平な隆帶には横方向の沈線一本を引いた後、それに直交する刻目を加えている。内外両面とも条痕は認められず、織維も含まない。焼成は比較的良好である。最近、報告された、「宮の平式」（穂谷式など押型文土器終末段階に後続）に類似している。採集した早期土器の中では最も下限に位置し、押型文土器群以外では唯一の資料である。

② 石器（第3図）

木葉形尖頭器（24）周縁部から階段状剥離が加えられている。基部寄りに最大径があり、裏面はやや平坦化されている。調整は全体的にやラフで、未製品の可能性もある。押型文土器に共伴するか、どうかは不明であり、草創期の可能性もある。

石鑓（25～52）凹基式と平基式に近いものがほとんどで、明確な凸基式は認められない。細かくみると、長脚鑓に近いもの（25）、側刃が直線的で、二等辺三角形ないし三角形を呈するもの（26・29）、円脚鑓の傾向をもつもの（31～33・35）、大鼻ないし大川式に特有の魚形鑓（40）、長五角形鑓（41～43）、小型三角鑓（47・48）、縁辺調整主体の不定形なもの（49～51）などに分かれる。52は周間にラフな調整をとどめ、石鑓未製品か、削器のようなものであろう。

搔器（53）寸づまりの縦長剥片先端部に、わずかに刃部を形成する。

石錐？（54）先端部を少し欠失する。両側縁に急角度な調整が加えられ、横断面はやや肉厚の三角形となる。使用痕のある縦長剥片（55）比較的良好な縦長剥片の両側縁と先端部に微細な使用痕が残る。

以上の石器の石材は24・28・31・34・36・37・40・42・44・46～51・53～55がチャート、あとはすべてサヌカイト製である。石鑓でみると、両者の比率はほぼ半々である。

4 若干のまとめ

前述したように、一之瀬川流域には今のところ本遺跡以外にまとまった資料を有する縄文遺跡は分かっていない。しかし、当期における内陸山間部への活発な進出傾向から推測すると、現在は広く空白ないし希薄な地域となっていても、本遺跡がかつてそうであったように、未知の遺跡が存在する可能性は大きく、特に水系づたいの良好な平坦地や緩斜面は頻繁な遊動ルートの候補地として、常にマークしておく必要がある。

本遺跡では押型文土器の確認地点をその都度、細かくチェックしてきた。それと踏査時に受けた感触を総合すると、早期遺物の散布範囲は、実に東西約180m・南北約100mの広範囲におよび、この規模は県下の当期遺跡を眺めても他に類例がなく、特筆に値する。おそらく、当地域の早期・押型文土器期における拠点的・中核的な遺跡に相当

することは間違いないであろう。

押型文土器の型式別散布傾向では大鼻式はやや限定されるようで、大川式で一定の広がりを示し、神宮寺式段階では最も拡張する様相であった。特に、散布密度の高かったのは中央部から東端部にかけての東半分で、このあたりでは焼石礫の散布も目についた。今後、開発の際には十分な注意が要求される。

最後に本稿を草するにあたり、成瀬匡章・西村美幸・楠純子・北川ゆき・谷川知子・宇河由起子氏のご協力を得た。記して感謝の意を表します。

【参考文献】

- 奥義次ほか 1981 『鐘突遺跡発掘調査報告書』松阪市教育委員会
山田猛 1988 「押型文土器群の型式学的再検討—三重県下の前半期を中心として—」『三重県史研究』第4号 三重県
奥義次 1993 「三重県における押型文土器出土遺跡の分布動向」『研究紀要』第2号三重県埋蔵文化財センター
皇學館大学考古学研究会 1996 『一之瀬川流域の遺跡』
西村美幸 1997 「登り遺跡」『平成8年度県営農業基盤整備事業地域埋蔵文化財発掘調査報告書』三重県埋蔵文化財センター
橋本裕行ほか 2004 『宮の平遺跡II』奈良県立橿原考古学研究所



登り遺跡遠景（西から）

伊賀市石山古墳出土の三角縁神獸鏡について

吉水康夫・穂積裕昌

はじめに

石山古墳は、三重県伊賀市才良に所在する全長120mの前方後円墳である。

昭和23~26年に京都大学考古学教室によって発掘調査が行われ、墳丘を取り巻く円筒埴輪列、後円部頂に設けられた三棺合葬の埋葬施設とそこから出土した豊富な副葬品、埋葬施設上に樹立された家形埴輪群とそれを囲繞する二重の器財埴輪列、それに後円部寄りのくびれ部に付設された「東方外区」とそこに樹立された家形埴輪と圓形埴輪など多大の調査成果が得られた（小林1951~1955）。このうち、後円部上の埋葬施設は、西櫛が箱式木棺、中央櫛と東櫛が粘土櫛で、西櫛からは腕輪形石製品・石製模造品・素環頭大刀・劍・玉類・鉄製農工具・仿製神獸鏡・小形鏡が、中央櫛からは小札革綴青・鉄製農工具・鉄鐵・盾・石製模造品が、東櫛からは盾・銅鏡・鉄鐵・刀・劍・長方板革綴短甲・鉄製漁具・鉄製農工具・玉類・石製模造品・内行花文鏡などが出土した他、中央櫛と東櫛の両脇からは盾や刀劍をはじめとした大量の武器・武具・農工具類が櫛外遺物として配されていた。これら石山古墳の出土品は、1993年に京都大学で開催された「紫金山古墳と石山古墳」展でその概要がかなり細かく紹介された（京都大学考古学研究室1993）。さらに2005年には、三重県埋蔵文化財センターの第24回埋蔵文化財展として「石山古墳」展が開催され、石山古墳の豊富な出土品が地元三重でも公開された。この展示会では、東方外区出土埴輪資料のうち、1993年の京大展示で紹介し切れなかった分もその出土状態とともに初公表されている（三重県埋蔵文化財センター2005）。

ところで、石山古墳の資料は、京都大学が所蔵しているもの以外に、地元丸山中学校が所蔵している円筒埴輪や、宮内庁書陵部が所蔵している剣形模造品など若干が知られている。こうした京都大学所蔵資料以外の石山古墳資料に、今回報告する三重県埋蔵文化財センター所蔵の「三角縁神獸鏡」片がある。

本資料は、すでに『三重県埋文センター通信 みえ』No.3で資料紹介がなされたほか（吉水1991）、1991年開催の第10回三重県埋蔵文化財展「三重の古鏡」展（三重県埋蔵文化財センター1991）や前述の「石山古墳」展でも展示、図録掲載され、研究者間では一定程度の周知がなされているものと考える。しかし、これまでの紹介が写真紹介であったため、今回、実測図と新たに撮影した写真を改めて提示するとともに、若干の検討を行っておきたい。

1 発見の経緯・出土地点と埋納櫛の推定

本資料は、本稿の執筆者のひとりである吉水が、1983年11月頃、埴輪を研究テーマとしている先輩を現地に案内した際、後円部頂の主体部調査痕かと思われる崖み付近で偶然採集したものである。図1は、三重県史編纂室による石山古墳詳細測量図（三重県埋蔵文化財センター2005に転載）で、後円部頂の調査痕の崖みも明瞭に確認できる。

石山古墳では、西櫛と東櫛は未盗掘の状態であった一方、中央櫛の中央部から西櫛・中央櫛間の櫛外にかけては盗掘が及んでいた。西櫛・東櫛における銅鏡の出土場所は、いずれも櫛中央から北側にかけてであるが、中央櫛ではちょうどこの部分も盗掘が及んでいる。このことと、わずか3面とはいえ石山古墳で確認できる鏡がいずれも櫛内（櫛内）副葬であることから、本三角縁神獸鏡も中央櫛に伴っていた鏡である可能性が指摘されている（竹内・角正2005）。ただし、三角縁神獸鏡は、櫛外・櫛外に置かれる例がしばしばみられるほか、大阪府駒ヶ谷宮山古墳などのように粘土櫛の被覆粘土内に埋め込まれた例も知られており（大阪大学1964）、必ずしも櫛内遺物とばかりは言い切れない側面もある。しかし、その場合においても、三角縁神獸鏡が本来存在した主体部としては、櫛（櫛）の内外かまでは特定できないものの、盗掘の害にあった中央櫛の副葬品であった可能性を改めて提起しておきたい。

2 資料の概要

すでに資料の簡単な概要は紹介しているが（吉水1991）、改めて本資料の詳細を確認しておきたい。

鏡片は、三角形状をなす縁部を含む2.8cm×2.7cmの小片である（図2）。縁部の高さは最大7mm、これに続く外区断面の厚みは2mmである。縁の内側には、鋸歯文帯→複線波文帯→鋸歯文帯と続く文様が鋲出されている。外側鋸歯文帯→複線波文帯間、複線波文帯→内側鋸歯文帯間には、それぞれ極めて低いながらも明瞭な突出稜線が鋲出され、文様間を区画している。全体に鋲上がりは悪く、外周部の残存も少ないため直径の復元も困難である。

外区外側の鋸歯文帯は、縁部と外区の境界部が本資料で最も薄い1.5mmとなっており、縁部から複線波紋帯外縁の突出稜線に向かって続く緩やかな凹みを形成し、結果として外周の三角縁をより際立たせている。外側鋸歯文帯は、この凹部に鋲出しされているため鋲上がりは極めて悪い。

複線波文帯の鋲上がりも極めて悪い。元範の痛みか范ズレによるものかなどは明らかでないが、波文が途切れたり、内側鋸歯文帯外周の突出稜線部に重なった部分もみられる。

一方、内側鋸歯文帯は比較的明瞭で、頂点が外向きとなるボジ部の鋸歯も明瞭である。鋸歯文様は、ネガ部が平坦面を形成するのに対して、ボジ部は鋲出した際の影響か、後の研磨によるものかなどは明らかでないが、鋸歯個々の横断面はカマボコ状の立体的な丸みをもっており、頂部が明瞭な平坦面を形成していないことが観察される。

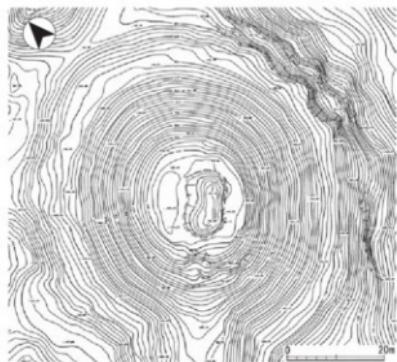
以上のことから、本資料については、外周部が三角縁であることや外区文様の特徴から、基本的に「三角縁神獸鏡」として理解してよいものと判断される。そのうえで、外区の厚みが極めて薄いことは内区と外区とがさほど立体的に区画されていないことを窺わせ、鏡背面がかなり平坦であることを予想させる。ただし、鋲上がりや残存状態の悪い小片であるため、いわゆる「舶載」か「仿製」かの区別はここでは留保しておきたい。

3 石山古墳における三角縁神獸鏡の意味

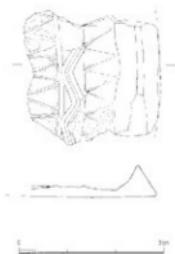
以下、本資料が三角縁神獸鏡であることと、本資料が本来中央櫛に配されていた副葬品が盜掘時に周辺散在したもの一部である蓋然性が高いということを念頭に、石山古墳の三角縁神獸鏡の意味を若干考えておきたい。

石山古墳における銅鏡の出土は、本資料以外では西櫛棺内の仿製三神三獸鏡と小形鏡、東櫛棺内の内行花文鏡があるに過ぎず、豊富な副葬品が出土したわりには出土品全体に占める銅鏡の扱いは低い。しかし、西櫛と東櫛には鏡種は異なるとはいえ1枚ないし2枚の銅鏡が被葬者近くに副葬されており、三角縁神獸鏡も中心主体である中央櫛被葬者に伴った可能性のある副葬品として重要である。

さて、石山古墳における三角縁神獸鏡の意味を考えるために、まず中央櫛と東櫛の副葬品群を比べてみよう。橋本達也氏は、古墳時代前期に特徴的な甲冑形式の総括名称として「前期甲冑」、同様に中期に特徴的な甲冑形式を「中期甲冑」と呼ぶが（橋本2002）、これを石山古墳の出土品に当てはめた場合、中央櫛出土の小札革縦冑は前期甲冑に、東櫛出土の長方板革縦短甲は中期甲冑に含まれる。これまで、石山古墳以外で同一の古墳から前期甲冑と中期甲冑が共伴した例は知られておらず、石山古墳の一古墳からの共伴は極めて特異な事例とされる。このことに関して阪口英毅氏は、石山古墳の3櫛が同一墓壙に設置されたことから、基本的に小札革縦冑と長方板革縦短甲がほぼ同時に副葬された共伴事例と判断された。そのうえで、三角縁神獸鏡と定型化した甲冑の共伴に着目した田中晋作氏の研究（田中1992）を援用し、「石山古墳を築造した勢力が小札革縦冑を入手したほかの古墳被葬者たちと同様の関係を古墳時代前期の主導勢力と取り組び、なおかつ百舌鳥・古市古墳群の被葬者集団で構成される新興勢力からの長方板革縦短甲の供給を受ける立場にあった」ことを指摘されている（阪口2005）。田中氏の研究は、三角縁神獸鏡の配布主体と、長方板革縦短甲に始まる「中期甲冑」の配布主体が異なり、前者が旧勢力、後者が百舌鳥・古



第1図 鏡片が出土した石山古墳後円部（1：1,000）



第2図 三角縁神獸鏡片実測図（1：1）



写真1 (2：1)



写真3



写真2



写真4

※ 写真2～4は縮尺不同

市古墳群被葬者に主導された新勢力であったことを想定されたものであるが、小札革縕冑と三角縁神獸鏡はともに「旧勢力」と関係が深い品物というてんで共通する。三角縁神獸鏡が石山古墳中央部に副葬されていたとする想定が正しいとすると、中央部被葬者の性格がこれまで以上に明瞭になる。

同様の関係は、中央部と西櫛についてもあてはある。西櫛は、大量の腕輪型石製品が出土したことで著名であるが、西櫛被葬者に伴う銅鏡のひとつが仿製三神三獣鏡である。この鏡は、福永信哉氏の研究によると、三角縁神獸鏡に後続する新式の神獸鏡とされ、福永氏はこの種の神獸鏡を副葬する古墳の先進的性格について指摘されている（福永 1999）。そのうえで福永氏は、新式神獸鏡を大和盆地東南部勢力から替わって政治的主導権を握った盆地北部及び河内の新興勢力によって製作・配布された器物として捉えられている。

このように、三角縁神獸鏡を中心部出土と考えた場合、中心主体たる「格上」の中央部被葬者においては、小札革縕冑と三角縁神獸鏡という古墳時代前期に一世を風靡した伝統的な器物が選択されたことになり、東西部被葬者に比べて中央部被葬者がより伝統的な權威に立脚していたことを示唆する。このことに関して阪口氏は、鈴木一有氏による長方板革縕短甲出土の埋葬施設が当該古墳の中心主体ではないという指摘（鈴木2002）を受けて、石山古墳でも長方板革縕短甲が東櫛、小札革縕冑が中心主体である中央部からの出土品であることから、小札革縕冑のほうが高い階層の器物として扱われたことを指摘し、橋本達也氏の小札革縕冑に「冠」としての機能を想定する見解（橋本1996）に注目される（阪口 2005）。石山古墳からの三角縁神獸鏡の出土は、以上のように石山古墳に葬られた被葬者間の性格や特質を考察していくうえでも重要な位置を占める資料のひとつになりえるものといえよう。

本稿を記すにあたっては、八賀晋・森下章司の兩氏から懇切なご教示を頂きました。また、図面の清浄は楠純子さん、三角縁神獸鏡の写真撮影は酒井巳紀子さんの援助を受けました。記して感謝の意を表します。

【参考文献】

- 大阪大学 1964『河内における古墳の調査』大阪大学文学部国史研究室研究報告第1冊
京都大学文学部考古学研究室 1993『紫金山古墳と石山古墳』京都大学文学部博物館図録第6冊 京都大学文学部博物館
小林行雄 1951『三重県名賀郡石山古墳』『日本考古学年報』1（昭和23年度）日本考古学会 p.104
小林行雄 1954『三重県名賀郡石山古墳（第2年度調査）』『日本考古学年報』2（昭和24年度）日本考古学会 p.102
小林行雄 1955『三重県名賀郡石山古墳』『日本考古学年報』3（昭和25年度）日本考古学会 p.95
阪口英毅 2005『石山古墳甲冑の概要と意義』『石山古墳』三重県埋蔵文化財センター pp.79-84
鈴木一有 2002『土器塚出土短甲をめぐる問題』『土器塚古墳確認調査報告書』磐田市教育委員会 pp.16-19
竹内英昭・角正芳浩 2005『石山古墳の副葬品』『石山古墳』三重県埋蔵文化財センター pp.85-88
田中晋作 1993『百舌鳥・古市古墳群成立の要件－キャスティングポートを握った古墳被葬者たち－』
『関西大学考古学研究室開設四十周年記念考古学論叢』関西大学 pp.187-213
橋本達也 1996『古墳時代前期甲冑の技術と系譜』『雪野山古墳の研究』考察編 八日市市教育委員会 pp.255-292
橋本達也 2002『鶴崎古墳出土短甲の意義』『鶴先古墳・1981～1983年調査報告書』福岡市教育委員会 pp.127-129
福永信哉 1999『古墳時代前期における神獸鏡製作の管理』『国家形成期の考古学－大阪大学考古学研究室10周年記念論集－』
大阪大学考古学研究室 pp.263-280
三重県埋蔵文化財センター 1991『三重の古鏡』展示図録
三重県埋蔵文化財センター 2005『石山古墳』展示図録
吉水康夫 1991「資料紹介 上野市石山古墳採集の三角縁鏡片」「三重県埋文センター通信 みえ」三重県埋蔵文化財センター p.8

執筆者一覧

- 大久保 治 ((財)元興寺文化財研究所)
小林 秀 (三重県県史編さんグループ)
大川 操 (三重県埋蔵文化財センター)
川崎 志乃 (三重県埋蔵文化財センター)
伊藤 裕偉 (三重県教育委員会文化財保護室)
竹田 憲治 (三重県埋蔵文化財センター)
奥 義次 (三重県埋蔵文化財センター)
吉水 康夫 (三重県埋蔵文化財センター)
穂積 裕昌 (三重県埋蔵文化財センター)

研究紀要

第16－1号

—中世特集—

2007(平成19)年3月

編集・発行 三重県埋蔵文化財センター
印 刷 有限会社 山文印刷
